

平成20年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成20年11月25日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時37分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 池田 亨 君

副委員長 井上 久嗣 君

委員 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 丹 正 臣 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 遠山 昭二 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員長 山居 忠彰 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 神田 壽昭 君

欠席委員（1名）

委 員 粥 川 章 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君  
議 会 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君  
議 会 事 務 局 幹 事 岡 村 慎 哉 君

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君  
議 会 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

委員長(山居忠彰君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(山居忠彰君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

谷口隆徳委員、山田道行委員を指名いたします。

なお、田宮正秋委員から遅参、粥川 章委員から欠席の届け出があります。

委員長(山居忠彰君) 付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。最初に、付託されました平成19年度決算認定11案件について一括して総括質問を行い、その後、平成19年度各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思っております。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。

伊藤隆雄委員。

委員(伊藤隆雄君) それでは、これより質問をさせていただきます。

まず、19年度の決算についてであります。内容を何点かに絞って質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の決算で黒字となった要因、その分析について、まずお伺いをいたしたいと思っております。

既に公表されておりますように、19年度の決算については、20年度に繰り越すべき568万6,000円を差し引いた実質収支で6億920万円ということをございまして、この点につきましては、既に報道されておりますように、2001年以降6年ぶりといいますが、大きな黒字になったということをございまして、この結果につきましては、財政が厳しいという一般的な判断の中からこういった黒字決算ができたということに対しては、市民の皆さんにおかれましても、一

定の安心を持ったというのが実感であろうかというふうに思います。

そこで、この要因についていろいろ中身を分析しましたところ、まず1点目は、市税収入が当初予算より増加したということ、それから、18年度からの財政健全化によって、19年度に職員給与及び特別職、議員報酬などの削減を図ったこと、それから3点目は、職員適正化計画による職員数の減少等、更に歳入面では、特別交付税において実質交付額が見込み額を上回ったことが挙げられるわけであります。更に、市税については、所得税から住民税への税源移譲によって2億3,000万円の増加となった、こういう実績でございます。

今申し上げたような内容について、決算の数字をもってまず明らかにしていただきたいということを、まず最初にお伺い申し上げます。

委員長（山居忠彰君） 法邑財政課主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） お答えいたします。

19年度黒字決算の要因であります。全体的な分析になりますけれども、主な要因といたしましては、歳入におきまして、個人市民税において所得税からの税源移譲分の影響額、これは約1億8,000万円と推計しているところであります。予算と比較しまして1,900万円の増、更に、法人市民税で自動車関連企業などの伸びから7,000万円の増、固定資産税で主に償却資産税の伸びなどから4,400万円の増となり、市税全体では前年度決算より2億3,000万円増の25億1,200万円で、予算との比較におきましては、約1億3,000万円の増となったところであります。

また、歳入の大きなウエートを占めます地方交付税につきましては、普通交付税で人口と面積とを基準に地方交付税の配分額を決めていくいわゆる新型交付税の導入や、地方財政計画における歳出抑制などによりまして、前年度より2億3,000万円ほど下回っておりますが、予算的にはほぼ見込みどおりの約61億円が交付されたところであります。更に、特別交付税におきましては、19年度の予算編成時において18年度の特別交付税がまだ決定していなかったことから、17年度の交付額をベースに積算していたところですが、6億5,000万円の予算ということで計上していたところなんですけれども、結果的には8億7,300万円ということで、2億2,000万円の増となったところであります。そのほか、退職手当債を1億円借り入れたということなどで、歳入額の増となっているところであります。

一方、歳出ですけれども、職員費で健全化に伴う職員数減のほか、基本給5%削減などによりまして、前年度と比較しまして2億800万円の減、また、特別職並びに議員の皆様にも御協力いただいておりますが、この削減額があわせまして1,300万円となっているところであります。このほか、歳出全般にわたりまして抑制を図ったことで、歳出全体では、起債の借りかえや合併振興基金積み立てなどの特殊要因を除きます前年度との比較におきましては5億5,000万円の減となったところであります。予算では4億5,000万円を残したところであります。

こうした歳入歳出の状況から、当初計上していましたが1億3,000万円の財政調整基金の繰り入れを停止するとともに、目的基金からの繰り入れにつきましても1億3,600万円の繰り入れ停止を図ることができました上、18年度からの繰越金、これにつきましても、特別交付税の伸

びだとか、税収の伸びだとかによりまして4億200万円ほどあったわけですが、それがそのまま20年度に繰り越せた形となったところでございます。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今答弁ありましたように、要約してみれば、人件費の約2億1,000万円の減、それから市税、特別交付税が当初予算より増えたと、こういうようなことであろうと思います。

そこで、今お話あったように、19年度は約6億1,000万円近い黒字が出たといいながら、それでは、その財政構造はどうかということをいろいろ分析してみますと、財政構造全体にはそんな大きな変化は見られていないのが現状であろうと思います。それは、いわゆる自主財源、その大きなウエートを占める市民税、こういったものが中心なんですけれども、18年度の決算では自主財源が24.3%、19年度では27.4%ということで、3%程度改善しているということではありますが、しかし、依然として4分の3はいわゆる交付税等による依存財源であるということは、依然として市の財政は厳しい状況にあると言わざるを得ません。したがって、これらの改善に向けて、今後のいろいろな政策的な展開等を含めて、どうやって市の担税力を高めて自主財源を確保するのかということが、依然として課題であるというふうに考えております。

更に、現在、19年度末の一般会計の地方債は243億円、当然20年度の償還も25億3,000万円ということが見込まれております。これらの状況を見ますと、19年度の実質公債比率は16.9%ということで、18年度から見ると0.3%ほど改善しているという状況にはあります。しかし、御承知のように、最近のこの世界的な金融情勢、金融危機という問題が発生しておりまして、これは、過去に日本経済が、バブル後に起きた金融機関のいろいろな状況、いわゆる金融スパイラルという状況が実はあったわけでありまして、この経済の悪循環ということがこのまま行けば、更にそういう状況が起こりかねないとも言えるかと思えます。

特に、本市に関係の深いトヨタ自動車の関連につきましては、既に報道されておりますように、1兆6,000億円という当初の収益等が7,000億円程度に下方修正したと。いわゆる輸出産業における影響は大きなものが今後出てくるであろうということが当然考えられるわけでありまして。したがって、19年度のトヨタ関連の税収、法人税、市民税を含めて約1億円と言われておりますけれども、これらに対しても今後影響が出てくるであろうということが危惧されるわけでありまして。

更に、国全体の財政構造、いわゆる基礎的財政収支、プライマリーバランスを2011年度で黒字化するということがありますが、今申し上げましたような世界金融危機に対応する日本経済についても、かなり厳しい状況が続くだろう。21年度の経済成長率、これも0%、もしくはマイナスというようなことが言われておりまして、これらのことを考えますと、当然今後の財政においても、今ほど申し上げたような、自主財源を確保しないで依存財源体質に頼っているという状況が継続するとすれば、やはり、これらについても、そう交付税というものにも

なかなか期待できないのではないか。こんなことから、当然地方全体の収支構造にもある程度の変化が出てくる可能性があるというふうに私は考えております。

したがって、今申し上げたような状況の中で、そういった財政構造をどう見直すのか、こういった点に手をつけて将来における担税力をどう強化するのか、こういう面も含めてどのような見通しを持っていただけるか、2点目についてお伺いをいたします。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） お答えいたします。

市の財政構造及び今後の経済情勢の影響等でございます。

現在、景気につきましては、明らかに後退しているというふうに思われます。さきに内閣府が発表いたしました国内総生産速報値では、年換算になりますけれども、0.4%減としております。国は2011年におけるプライマリーバランスの黒字化を目指しているところですが、これは一定の成長率を見込んでのものでありまして、国債の発行につきましても抑制が前提であります。しかし、今の経済情勢から国債の増発が見込まれておりますし、来年度以降につきましても景気が大きく回復する見込みがないことから、達成は困難な状況であろうというふうに思われます。

総務省におきましては、景気の悪化で法人2税などが伸び悩んでおり、今年度、地方の歳入歳出規模をはかります地方財政計画で見込んだ40兆4,700億円から相当減収するおそれがあると見ておりまして、2009年度の地方財政の財源不足は8兆円を超える見通しにあります。本来ですと、収入が落ちた分の75%につきましては普通交付税で措置されるところでありますが、国の原資となります税収自体が落ち込んでおりますことから、財政需要額の圧縮に向かうこととなるかと思えます。こうしたことから、次年度の地方財政にかかわります収支の計画を本年8月に仮試算として示していた一般歳出65.5兆円につきましては縮小され、地方税の39.5兆円、地方交付税の14.8兆円につきましても減額となることが懸念されます。

本市におきましては、自主財源比率が低く脆弱な財政基盤となっておりますが、18年度から19年度にかけて自主財源比率が若干上昇しております。しかし、これは税源移譲や繰越金の影響もありますけれども、依存財源側で18年度に合併振興基金積み立てのための合併特例債10億4,500万円を発行したことによるためでありまして、財政構造そのものが改善しているとは考えていないところであります。依然地方交付税に大きく依存している状況でありまして、委員がおっしゃいますように市全体の担税力といったようなものを高めていかなければならないと考えておりますが、そのためには、本市の基幹産業であります農業、あるいはサフォーク、そして商工業といった経済全体が元気になっていかなければならないというふうに考えているところであります。したがって、地方交付税に大きく依存している状況なものでありますから、こうした国、あるいは経済の動向といったものに大きく影響を受けていくこととなるというふうに考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今お答えありましたように、いずれにしても、自主財源の確保ということは、本市においても今後大きな課題、これは全道的にもそうかもしれませんけれども、そういうことで、何とか市の経済の活性化を図って、いわゆる担税力を上げるということについて、ぜひ、政策その他の中で今後十分に御配慮いただければというふうに考えております。

次に、2点目でありますけれども、この点につきましては、前回の第3回定例会でも若干、大まかについて質問をさせていただきました。いわゆる財政構造の中で、一般会計243億円という市債、これが5%、6%、7%というような高い金利で借り入れしているという実態の中で、総額的なことは前にお示しをいただきましたけれども、資金別、金利別について、19年度に実施した内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 補助金免除繰上償還の関係であります。

19年度実施した中身でありますけれども、19年度では政府資金、これは財政融資資金になりますけれども、7%以上の利率の起債につきまして繰上償還を行いました。更に、公営企業金融公庫資金、これにつきまして、6.7%以上の利率分につきまして繰上償還を行っております。一般会計におきましては、借り入れ時の利率が6.7~7.1%のものでありますが、額にしますと4,840万円につきまして20年3月に繰上償還を行ったところであります。また、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計並びに水道事業会計におきましても、借り入れ時の利率6.7~8%の4億6,140万円につきまして繰上償還を行ったところでございます。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 19年度につきましては、1億350万円ほどのいわゆる軽減策がとられたということでございまして、20年度以降も、21年度までですか、これを続けていくというふうになっていると思っております。繰上償還をする場合、当然財源が必要であります。どういう財源を調達してそれを償還するか、こういうことになると思いますが、この場合、償還財源の調達はどのような方法でやっているのか、あるいは、どの程度の金利で借りて、何年で払うのか。これは多分金融機関から借りると思うんですけれども、その場合にできるだけ金利の安いところから調達するのは、これは当然原則でありますけれども、こういった内容についてどのような方法がとられたのかということが1点目。

更に、こういった財政構造を、できるだけ高い金利を早目に償還して財政全体をよくすると、これは今お話あったとおりなんですけれども、こういうことをやった場合、先ほど申し上げたような地方債243億円の中で20年度償還額が25億9,000万円ですか、これとの影響はどういうふうになるのか。

その2点についてお伺いをいたします。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 制度におきましては、19年度から21年度までの3年間、行政改革を前提にしまして特例償還が認められております。そこで、20年度、21年度についても同様に、一定の金利以上の起債につきまして繰上償還を考えているところでありますが、繰上償還に関しての財源、あるいは金利の関係でありますけれども、繰上償還に際しましては、その償還の財源としまして、償還額と同額を市内の銀行から縁故資金としまして借りかえを予定しております。償還期間につきましては、残りの償還年数によりましていろいろ異なってまいりますがおおむね1年から10年、更に、金利につきましても、借り入れ時の相場によりましますけれども、19年度の実績で申し上げますと、0.7～1.47%の金利で借りかえを行っております。

それと、借り入れの際の金利を下げるような方策の関係でありますけれども、当初借り入れ時の金利と今借りかえをした場合については、当然金利情勢が違いますので、一定の軽減額が見込まれるところでありますけれども、19年度におきましては、北海道銀行、北星信用金庫、北洋銀行の間で入札を実施いたしました。それで借り入れ先を決定しまして、通常の借り入れよりも更に利子の軽減を図ったところであります。

また、借りかえによりましての20年度償還額の影響等でありますけれども、決算資料の一般会計、20年度償還元利金25億3,000万円というふうになっております。この金額は、ただいま申し上げましたような借りかえによりまして当然利子の軽減が図られておりますので、ここには19年度の一般会計4,840万円の借りかえと、20年度9月にも公営企業金融公庫資金3,980万円借りかえを既に実施しておりますけれども、これの利子の軽減により約360万円発生しておりますが、この額につきまして反映されているものでありまして、21年度以降につきましても、それぞれ利子の軽減が図られるところであります。なお、3年間繰上償還ということで借りかえを予定しておりますが、全体としましては、およそ2億6,500万円の軽減を見込んでいるところであります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） そういう方向で、きちんと低金利で調達して償還するというのが財政構造を変える上でも重要かというふうに考えておりますので、ぜひ実行していただきたいと思いません。

次に、3点目の、いわゆる欠損額の問題であります。これはいろいろな理由が多分あると思います。そこで、今回の決算状況を見ますと、まず、総務費で約5,900万円、民生費で1億1,700万円、農林水産費で973万円、土木費が5,272万7,000円、教育費で約3,500万円、公債費で1億3,900万円というようなことで、全体で約4億5,500万円ということになっております。これは、当然予算の段階等、実質、結果的に、いろいろな理由によって不用額が当然出てきたんであるというふうに思いますけれども、この点については、この厳しい財政状況の中で、予算時における積算、それから各施設の状況等があると思えますけれども、端的に言って、当初の予算額に対して事業が未達なのか、あるいは事業に対する需要がなかったのかどうか、こ



ういった点について中身をお知らせいただきたいと思います。特に、民生費の中では繰出金5,441万3,000円、土木費、公共下水道、これで繰出金が1,560万8,000円、これは金額の大きいものについてのみで結構ですから、内容をお知らせいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 不用額の関係であります。

一般会計歳出全体では4億5,000万円ほど発生しております。その中身でありますけれども、多額なものの内容ということでございます。性質別の説明というふうになりますけれども、人件費におきましては、時間外手当などをある程度多目に見込んでいましたり、中途退職のほか、補助の建設事業などで人件費が見られる部分などもありまして、予算と比較しますと8,300万円の減というふうになっております。

更に、特別会計の繰出金、これは全部で9,700万円の減となったところでありますけれども、このうち民生費で発生しております国保、あるいは老人保健会計への繰出金で、医療費給付費の減などから5,400万円、更に、土木費の下水道会計の繰出金になりますけれども、こちらにおきましても、下水処理場や管渠排水設備の管理委託料などの入札で減になったことなどから1,500万円の不用額が発生しております。更に、負担金補助金につきましても、消防事務組合や合併特例交付金などで5,200万円の減などのほか、物件費のうち需用費では4,000万円、更に、委託料でも印刷等の減がありまして、3,500万円発生しているような状況となっております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 内容につきましてはわかりましたけれども、いずれにしても、現状の厳しい財政構造の中で、これから本格的な20年度予算が編成されておりますけれども、今までのそういった内容等を十分に踏まえながら、予算時における積算については十分に精査されるように要望しておきたい、このように考えます。この点についてお考えをお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 御指摘のように、予算の編成時に予算が適正な見積もりになっているかということは当然必要なわけですし、その点は財政も注意して予算を編成しているわけですが、ただ、今、法邑主幹のほうからお答えいたしましたように、医療給付費等の扶助費といったものは年ごとの増減がかなり大きい場合もありますし、これが3月末にならないと確定しないという部分もございます。それと、委託料とか工事の入札の減、そういったものも我々はある程度予測はしているわけですが、今の経済情勢でいきますと、施設の管理費等、従来ですとかなり厳しく査定していたわけですが、これだけ物価が乱高下していきますと、ある程度の余力を持ったつけ方をしなければならないというような状況もあります。

これは不用額が出ているから、余っているからといって、ほかの事業に回すと、決してそういったようなこともないような財政運営をいたしております。これからますます厳しい財政状況が続くというようなことを考えておりますので、予算の中では、かなり積算を厳密にしてい

きたいと思っておりますし、そういうふうにしていかなければならないような財政状況だということも認識しております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今お答えいただきましたように、ぜひそのような方向で対応していただきたいというふうに考えます。

次に、4点目のいわゆる税収、いろいろあるんですが、収入未済額、いわゆる未収金の内容と回収方策についてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、この内容につきましては、監査資料にもありますように、全体では18年度より減少しているかということなんですが、実際は約890万円ほど増えていると。したがって、総額で2億4,400万円というような数字が出ているわけですが、今回は市税に絞って内容をお伺いしたいと思います。

まず、第1点は、収入未済額、全体で2億4,490万円、今申し上げたように前年より890万円ほど増加している。このうち、いわゆる地方税、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、この市民税を見ると、トータルで1億338万6,000円。まず、この内容についてお尋ねいたしますとともに、特に、前年度に比較して約890万円ほどが増えているというのが、大半が市税であると。この増えた要因は何か。

それから、自主財源の柱である市税の徴収率を上げるということは極めて重要でありますし、その回収に向けた努力ももちろん日夜にわたってされていると思いますけれども、未済額が発生する要因、そして、その回収に当たっての具体的な取り組み、この点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

委員長（山居忠彰君） 沼田税務課主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えいたします。

19年度市税に係る収入未済額の内容につきましては、市税総体の調定額26億4,181万8,474円に対する収入済額が25億1,263万1,358円、不納欠損処分とした額2,580万1,294円を減じた収入未済額は1億338万5,822円となり、収納率につきましては95.1%と対前年比1.9ポイント上回ることができましたが、収入未済額につきましては、対前年比881万2,723円の増となっております。

こうした要因といたしましては、先ほどにもありましたが、1つには、税源移譲による市民税の調定額の大幅な伸び、それから、一部法人の好調さが起因をしまして、市税総体の調定額が前年度と比較をし約1億9,250万円の増となったことが要因と分析しておりますが、高額な滞納税が発生している事実を重く受けとめ、この解消に一層努めてまいりたいと考えております。

税目ごとの内訳につきましては、固定資産税が5,729万7,089円となっており、全体の約55%と最も高い比率を占めております。次に、市民税につきましては個人・法人あわせて3,840万

696円となっており、全体の約37%であります。次に、都市計画税は686万9,137円、軽自動車税につきましては81万8,900円となっているところでございます。

こうした滞納税が発生する要因についてであります。1つには、長引く景気低迷のもとに法人組織が倒産・破産等により納税が困難となる場合、また、個人にあっては、業績不振や失業、病気等により所得の減少や生活環境の変化によりまして、納税意欲がありながらも、生活困窮により困難な状況となる場合、また、一定の所得があるにもかかわらず、納税に対する意識が希薄であり納税折衝に応じない等、滞納税が発生する原因はさまざまであります。

また、滞納税回収のための具体的な取り組みであります。本市では、市税等収納対策推進本部を設置し、市税の完納を目標に各種取り組みを行っているところであります。1つには、特別文書催告の実施であります。納税相談の御案内から始まりまして、勤務先、財産調査をしますよ、そして、次には差し押さえをしますよ、最後には、最後通告、差し押さえを実施となりますよといった、段階的に滞納処分へと移行する旨を記載した特別文書催告を年4回にわたり送付をし、納税を促しております。

次に、事業所訪問活動の実施であります。市民部長を中心に、各事業所における朝礼、会議等々の機会に、従業員の皆様に市税の納期内納付、口座振替の推進の呼びかけをお願いしております。19年度におきましては138事業所の訪問を実施しております。また、口座振替の率でございますが、今日までの納税貯蓄組合の皆様のご御尽力もあり、44.3%が口座振替を実施してくれている。これは、道内でも非常に上位にランクをしております。

次に、納税相談の実施であります。納税相談には常時応じているところでありますが、年3回、夜間も含めて延べ20日間にわたり開催する中、生活実態の把握に努めると同時に、必要がある場合は各種財産調査を実施をし、個々の状況に応じて最も適した納税方法を見出し、完納に導くよう努力しております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いろいろな事由があるというふうに聞きましたけれども、そこで、未納税の回収に向けた取り組みでありますけれども、今お話しがございましたように、市税の収納率は道内でもかなり高いと、95.1%というふうに認識しておりますが、このほかに土別市が独自に行っている取り組み等があれば、この機会にお聞かせをいただきたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えいたします。

本市が独自に行っている取り組みといたしましては、特に訪問徴収に力を注いでいる点と考えます。本市には、季節的に収入状況が大きく変動する世帯や高齢者の世帯が多く、納期ごとの納付や一定額の分割納付が困難な方が多数いらっしゃいます。夜間も含めまして実施をしております。こうした訪問徴収により年間約6,000万円の収納を図っております。本来、税の持つ性格から、自主納付が原則であり、また、徴税職員に与えられます調査権、自力執行権により速

やかな滞納処分に移行すべきと考えますが、地域性の観点から、こうした訪問徴収を実施しております。

納税相談とあわせて、判明した滞納原因、生活実態から、相当の理由があると判断した場合には、地方税法によります緩和措置を講じ、また、誠意の見られない滞納者につきましては、国税徴収法に基づき滞納処分を実施しているところであります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） そこで、いわゆる滞納処分ということなのですが、これにつきましては、地方税法を適用しての緩和措置、あるいは国税徴収法による処分ということが言われておりますけれども、この内容、特に19年度に実施した件数についてお聞かせをいただきたいと思ます。

委員長（山居忠彰君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えいたします。

19年度におきまして、地方税法、国税徴収法に基づき措置を講じました具体的な件数と内容であります。1つには、地方税法の第15条第7項、具体的には、滞納処分の執行を停止した後に消滅事項を3年とする措置でございますが、これに該当となったものが、個人19件、滞納税額274万2,500円であります。

次に、同じく地方税法の第15条第7項第5号、具体的には、滞納処分の執行を停止した後、即時に滞納税を消滅としたものが法人の12件であります。滞納税額1,223万9,820円であります。この法の適用基準は、法人が倒産または破産等によりすべての資産が競売等により処分がされ、無財産となった後に法人が解散、そして、その解散した法人が、将来、その後において再興する見込みがないと判断した場合に適用してございます。更に、この12件の事件には、本市すべて参加をしております。

次に、国税徴収法第47条を適用し、滞納処分、差し押さえを実施した件数は、個人7件、法人3件のあわせて10件、滞納税額1,959万8,800円あります。差し押さえ物件といたしましては、債券が6件、不動産が4件であり、これによりまして65万4,238円の換価を行っております。

次に、国税徴収法第82条及び破産法により交付要求を行った件数は、個人、法人ともに5件ずつの10件、競売事件、破産事件ともに5件ずつであります。滞納税額は300万3,500円となっております。この交付要求と申しますのは、抵当権者の申し立てた事件に対し税債権の申し立てを行う、いわゆる参加差し押さえであります。これにより106万7,741円の配当を受けております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今日の経済状況から考えてみますと、なかなか景気回復というような状況

が見えてこないということだと思います。したがって、今後の税収の確保というのは極めて厳しいものがあるだろうと。収納率を上げるためにはいろいろな御苦労をされているということは当然あると思いますけれども、今後税収の確保ということに対して、収納率を上げていくというためにいろいろなことが検討されていると思いますけれども、そういったことがあれば、この機会にお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） 収納率の向上対策といたしまして、現在調査研究を進めている事項が2点ほどございます。

1点目には、納税者の利便性の向上といった観点から、休日・夜間の納付場所の確保を検討してございます。当初コンビニ収納を検討しておりましたが、昨年の調査によりまして、現在道内11市が実施をしており、その実態については、税を適用しているのは3市であります。これは、いずれも初期費用が約300万円前後と高額であること、そして、1件当たりの手数料が、コンビニ収納の場合には銀行口座振替の手数料と比較をしまして4～7倍と非常に割高であるといったこと。また、実施した結果、納期内の納付率は若干向上しておりますが、最終的な収納率の向上には各市さほど影響が見られていないということから、市税につきましては、費用対効果に乏しいと判断をしております。費用を投入することなく、こうした納税者の皆様の利便性を高めるために、現在、公共施設を利用して休日・夜間の納付場所の確保を図ることを検討しております。現在複数の公共施設と協議を進めているところであります。

2点目には、インターネットを利用した官公庁オークションへの参加であります。これにつきましても、初期費用を全く投入することなく参加ができるということで、ここ1～2年の間で急速に普及しております。道内では、一昨年赤平市でSL機関車の模型が800万円で落札をしたということで話題になったところであります。現在24の市町が参加をしているところであります。こうした制度を利用することにより、各種動産等差し押さえ物件の範囲が非常に広がると考えております。現在行っております滞納処分は、不動産、それから各種債券が主であります。不動産の場合、差し押さえを実施してから換価をすることを独自ですべてすることは、かなりの時間と労力を費やします。こういったことから、現在不動産の差し押さえにつきましては、転売を防止するにとどまっている現状であります。

こうした官公庁オークションに参加することにより、各家庭で眠っているさまざまな物品を換価して滞納税に充てていくといったことは、不動産や給与・預金の差し押さえと比較をした場合には、滞納となった方の金銭的、または精神的負担も極めて少ないものと考えております。また、物品の選定に当たりましては、一般的な強制的な搜索方法ではなく、対象世帯との話し合いで、合意のもとに選定作業を一緒に行ってまいりたいと考えております。この2点について現在検討中であります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今いろいろお話しございましたように、税収の収納率を上げるためのいろいろな取り組みがされているということをお伺いをさせていただきました。そこで、それぞれの支払い能力、内容の把握、それから、本市独自の個別訪問での回収、こういうことがいろいろやられていると思いますが、特に、個別訪問の場合には、いろいろ他府県でも取り入れているようですけれども、どの時間帯にだれに会えば一番話が進むのか、こんなこともいろいろあって、ただ単純に一定の期間に行くというのではなくて、どの時間に行って、だれに会えばこの話が進むかというようなことで、いろいろ苦労をされていると思います。

そういった創意工夫をやって、なおかつ税収が上がらない、収納ができないというような場合に、当然欠損額というものを処理するわけですけれども、実績で見ますと、対前年より4,600万円ほど減ってはいますけれども、現実的には2,581万円という欠損額が実は出ているわけでありまして、したがって、最終的な欠損額を決定する場合の基準といえますか、これは法的にいろいろな時効等の問題もありますけれども、この点について、法的な時効も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えいたします。

不納欠損となる基準についてであります。これは土別市会計規則に基づきまして欠損処分を行っているところであります。先ほどの収入未済額に係る御質問のとおり、さまざまな理由により滞納税が発生をしている現状にありまして、最終的に一部不納欠損処分に至っている実態にありますが、こうした結果、19年度不納欠損処分は、市税総体で328件、2,580万1,294円であります。

このうち、地方税法第15条に基づきまして、滞納から3年間で不納欠損処分とした件数は67件で363万8,047円であります。次に、同じく地方税法第15条第7項の第5号により、即時に消滅処分とした件数は18件で1,210万9,798円であります。次に、地方税法第18条により5年時効とした件数は243件1,005万3,449円あります。この法の適用の多くは、生活が困窮している中、分割等により一生懸命納付をしていただくんでありますが、残念ながら完納には至らないといったケースであります。

なお、生活困窮を理由に不納欠損処分としたうち、地方税法の第15条と第18条の使い分けであります。すなわち、3年時効と5年時効の3年を適用するか5年を適用するかの判断基準であります。これは、世帯の人数、それから所得による生活実態を分析をしまして、生活保護法による最低生活費、認定基準との比較により判断しているところであります。

また、先ほど御指摘ありました訪問徴収等によりましての面接する方、また時間帯等につきましては、私ども訪問徴収を実施している件数が、総体で現年度滞納分を含めまして約1,300件ほどになります。ここを担当別に区域ごとに実施をしているわけですが、どの時間帯に行ったら面接することができるのか、更には、本来でありますと、税の性格から納税義務者の方と直接面接をしてというのが大原則であります。その方との面接を繰り返しながらする

わけでありますが、なかなか進展しないといった場合は、御本人の同意を得まして、生計の中心者等も交えて相談をしているところでもあります。

いずれにいたしましても、不納欠損処分は徴収権の放棄であります。貴重な自主財源である市税の不納欠損処分の実施に当たりましては、当然のことながら、特に慎重に判断をし、実態に合致した法の適用により、公平・厳正な税負担となるよう取り組んでいるところでもあります。以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いずれにいたしましても、収納率を上げるためにはいろいろな御苦勞があらうと思います。したがって、今いろいろお話しございましたように、今後ともぜひそういった方向で御努力をいただきたいということで、この項目について終わらせていただきます。

次に、5点目でありますけれども、退職手当組合積立金と退職手当債との関係についてお伺いをいたします。

1点目の黒字決算の中にも出てまいりました退職手当債1億円の発行という問題であります。資料をいろいろ見させていただきますと、19年度末の積立金、これは累計でありますけれども、土別市の負担が119億1,300万円、対する給付金は122億6,400万円、差し引き3億5,000万円マイナスということになっております。しかし、全道各市町村から集めたこの積立金は全道で159億600万円で、では、土別市の持ち分といいますか、それはどうかというと、このバランスシートにもありますように1億3,680万1,000円ということになっております。

そこで、こういう状況の中で、退職手当組合の負担金の精算に備えてこの1億円を発行したというふうにも聞いておりますけれども、まず、この退職手当債1億円を発行した最大の理由といいますか、全体では159億円積み立てがあつて、土別市の持ち分は1億3,600万円あるという中で、更に1億円を新たに発行する理由というのは何か、この点をまずお伺いいたします。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 退手債1億円の関係でございます。

本市では北海道市町村職員退職手当組合に加入しておりまして、負担金を納める一方で、組合から退職金の支払いをしてもらっております。当然退職者が多ければ負担金も増えることとなりますけれども、ここ数年は団塊の世代を中心にして大量退職が予想されております。その多額の負担金が発生することとなります。したがって、その退職する年だけでは、財源措置をすることは大変難しい状況となっております。

そこで、この負担増を平準化するために、毎年の普通負担率、19年度におきまして職員の基本給の約1000分の155ほどになりますけれども、このほか任意による事前納付金を納めまして、かつ3年ごとに精算する制度が13年度から適用されております。実績で申し上げますと、16年度に普通納付金約2億8,000万円のほか、事前納付金としまして3,500万円を納めたところでもありますけれども、納めましても、まだ追加負担金2,500万円が不足が生じております。同じく、17年度では3,000万円の不足、18年度でも4,100万円の不足が生じたため、19年度におきまして、

その精算額としまして、3年分の精算額としまして9,600万円を納付しているところであり  
ます。

そこで、19年度から21年度分、次の3年分の精算年度が22年度に訪れるわけですが、  
団塊の世代の大量退職のピークを迎えるため、この精算不足額が約2億3,000万円見込まれて  
おります。この不足額に対応するために、19年度に退職手当債1億円を発行しまして、20年度  
に北海道市町村備荒資金組合に積み立てたところでありまして、20年度におきましても同様に  
1億円の借り入れを行い、22年度の精算に備えようとしているものであります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 全体では159億円という大きな金額を持っているけれども、土別市の状況  
から、3年の精算をするということになれば、今お話があったように不足額が生じる、こうい  
う説明であったと思います。そこで、約160億円近い資金が全道で積み立てられているわけ  
ですけれども、この資金はどのような運用をされているのか、これらについてお伺いをしたい。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 退手組合の積立金の運用の関係でありますけれども、組合全体とし  
まして、全構成団体の負担金の累計額とこれまで給付してきました累計額の差額では、89億  
2,500万円ほど、負担額というか、積立金のほうが余っている状況になっております。組合で  
は、この積立金につきまして、預金のほか、約269団体ほどございます加入団体に対します短  
期の貸し付けといったような運用を行っております。したがって、現段階での、退手組合  
の積立金残高は159億600万円ほどとなっているところでありまして。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） その運用です、159億円の。それについて、一部貸し付けなんかもしてい  
るということでありますけれども、その点をもう一度。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 159億円は退手組合自体が全体で持っている積立金の残高でありま  
す。運用につきましては、預金のほか、加入団体に対しまして、短期的な低利な資金の貸し付  
けといったようなものも行ってありますので、そういった運用によりまして、現在は159億600  
万円ほどの積立金の残高になっているということでございます。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） その貸し付け先というのはどういうところなんですか。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 加入団体、市で申しますと約18市、その他町村、それから、一部事  
務組合なども加入しておりますので、そういった団体に対しまして、例えば、短期的に一借的  
な部分で資金が不足しているといったようなときに、低利な利息で貸し付けを行うというよう



な運用であります。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりましたけれども、端的に聞きますが、先ほど、例えば3年間で精算するためにこれだけ資金がショートするから、新たに退職手当債を発行するということと、例えば今のような場合、市町村がもちろん借り入れするわけですが、そういう関係はどうなんですか。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 精算の部分で資金がショートするというのは、士別市としての持ち分が少なくなっていると。だから、3年間で本当は5億円払わなければいけないという部分が、一定の率と、それと事前納付金という部分で、今は3,000万円ぐらいしか出していないので、それをあわせて、仮に3年後に、3年間で5億円の退職金を出さなければならないのに、士別市が3億5,000万円しか結果納めていないというような状況になります。その部分を、3年後に1億5,000万円追加で負担金として精算をするという部分になります。

ですので、それはたまたま士別市が今回退職者がすごく多いということでそういう状況になっているわけですが、場合によっては、一定の率で士別市が掛け金、退職金を積んでいて少ない場合、実際に払った部分より少ない部分しか退職金を支払わないで済むというときは、逆な精算というのも起こります。ただ、今言っていた運用という部分は、退職手当組合全体で資金を運用していると。極端に言えば、10年間退職者が出ないような市町村も町村であればありますけれども、そういった部分の積んでいるお金というのは、結局支払いが起きませんので、それらを全部集めた中での退職手当組合は運用をかけている。主に市町村への銀行にかわっての貸し付けとかをやるわけですが、それは1%程度の金利を取っておりますので、そういったような運用で積立金を増やしているという状況なんです。精算の部分は、あくまでも士別市の精算ということですので、御理解願いたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 何となくわかりましたけれども、退手債を発行する場合、もちろん資金調達するのに金利もかかる、返済期間もある。それだったら、せっかく積んでいるものから借りたらどうですかということにもならないですか。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） すみません、足りませんでしたけれども、士別市で今不足する分を、退職手当組合ではなくて、退手債ということで起債を起こして借ります。それは市中銀行から借りるわけですが、退職手当組合のほうの運用というのは短期的な運用しか今かけていない状況にあります。年度を超えないような運用、加入団体に対する部分は。ただ、今、退手組合のほうで運用をかけて、昔はいろいろな運用があったんですけれども、今は金利や何かが安くなってしまっているものですから、今は主に預金と。退手組合でも、その部分を、例えば、足りない1億円というのを貸したりはするんですけれども、その部分は金利が高くなっていま

すので、実際にうちが市中銀行からその分を調達しておくほうが有利ということになります。  
委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 結論から言うと、金融機関から調達したほうが借りるよりも金利が安い、  
そういうことでよろしいですか。

委員長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 私は余り詳しい中身までは存じませんが、3年で精算する、去年  
で1億何千万円精算して払っている。その3年で精算するとき、市町村で払えないといった  
ときには、退手組合のほうで、例えば5年なら5年、年賦でよろしいですという制度もありま  
す。でも、それは、現在の状況からいくと、退手組合の運用、例えば、短期資金で1%程度で  
貸していると言っていましたね。それから比べると長期になるものですから、金利が結構  
高いと。それを利用するよりは、本来であると自前で払ったほうがいいんですけども、その  
資金がないとすれば、今は退手債を発行して備荒資金なら備荒資金のほうに預金をして、それ  
でも運用益が上がりますから、それでやっているほうが、将来の負担という面で考えると、極  
めて低廉に上がるということでございます。

ただ、それらをやるうちはいいんですけども、この退手債が発行が、ある意味では、今  
特例で国のほうも、団塊の世代の大量退職が出るということで退職手当債を発行を今は認めて  
おります。通常ですと、退職手当債というのは、財政健全化とか、そういう赤字を出したとか、  
そういうときに特例で認めている。通常どの市町村でも退職手当債というのが認めてくれると  
いうものではございません。たまたま今の世の中、そういう、これから退職が大量に出てきて、  
それぞれの市町村が大変なことになるだろうと、だから、今、退職手当債。

我々は退職手当組合に入っていますけれども、入っていない市町村もたくさんあります。そ  
ういうところは、例えば、年間5億円なら5億円、毎年そのお金を自分の懐、一般会計なら一  
般会計から全部出していかなければならない。そういう制度からいくと、やはり、退手組合に  
入っていることによって、毎年一定の負担金というのは納めますけれども、入っていないとこ  
ろは、負担金は納めないけれども、払うときには一遍に払わなければならんと、そういうよう  
な事情もありますので、そういう面からすると、今そういう退職手当債を特例で発行許可する。  
借りて、3年後の精算に備えをしたい、そういうことでございます。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。

それで、この関係についてもう1点お伺いしたいんですが、今回出されたバランスシートの中  
で、今の関係にも関連するんですけども、いわゆる土別市の持ち分が、平均給与で案分し  
ますと試算で1億3,680万1,000円あると、こういう表示がされています。対する負債で、退職  
給与引当金31億5,000万円。これ、私どもの一般企業会計でいうと、退職給与引当金というの  
は、今、副市長からお話ございましたように、その該当年度で退職する場合は、総額でこれ  
だけ、例えば2億円なら2億円必要だという場合は引当金を取り崩して退職金として支払うと、

これが通常の企業会計なんです。ここでいうバランスシートの試算で1億3,600万円持っていて、一方、この引当金が31億5,000万円ということになっているんですけども、聞くところによると、これはあくまでも架空といいますか、想定される全職員が今の時点で全員退職した場合にはこれだけの金が必要なんだと、こういうようなお話もあるんですけども、どうもこの位置づけが私はよく理解できないのですが、これはどのように説明をいただけますか。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） バランスシートの退手の積立金と退職給与引当金の関係でありますけれども、19年度、バランスシートの退職手当組合の積立金、これは借方のほうに1億3,600万円となっております。これは、先ほど申し上げました退職手当組合の積立金残高159億600万円を構成団体で案分しますと土別市の持ち分が約2億6,600万円となりまして、更に、平均給与で案分しました一般会計分としまして、この1億3,600万円を計上しているところであります。これが資産として持っている積立金というふうになります。

また、一方、退職給与引当金でありますけれども、これにつきましては、貸方のほうに31億5,000万円となっております。これは、今委員が申しましたように、仮に年度末に来ましていわゆる全職員が普通退職した場合に必要な退職手当につきましては、理論上で積み上げたものでありまして、当然現実的には起こり得るものではありませんし、その金額を必ずしも積立金として持っている必要はないところであります。あくまでも、このバランスシートをつくる上での理論上の数値ということになります。

したがって、バランスシート上の積立金と引当金の差額、これにつきましては、道路でありますとか、建物などの有形固定資産、それから、現金などの流動資産など、資産の中で不足分については補われるということになるものであります。実際の退職金の支払いの際には、支払われる退職金に対しまして負担金を納めて賄うこととなりますので、ここのバランスシート上では、あくまでも理論上の数値ということになります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） ということは、いわゆる有形固定資産、それから、対する固定負債ということと、いわゆる流動資産と流動負債、流動資産は現実的なものですね。未収金、今の持ち分、あるいは積立金、いわゆる基金、こういうものが流動資産に入っている。こっちは現実的な数字でのせている。上は架空だと。端的に言うとそういう判断ですか。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） お話しのよう、このバランスシートそのものは、一般的には官庁会計と全く違うもので、これが現実に使われるということはありません。あくまでも、財政状況の別角度からの公表という観点になるわけです。

そこで、委員さんが今おっしゃられますように、例えば、資産の中にこれまで建設してきた庁舎とか道路とか、そういったものも全部資産に含めるわけですけども、その資産が土別市

の場合は今580億円あります。そして、当然負債というものが出てきます。それは、これからの地方債の残高とか、そういったものが負債になるわけですが、それらの負債の合計が退職給与の引当金、それも含めても270億円という資産になります。ですから、資産の580億円から負債の270億円、退職手当の架空の引当金を入れたとしても、結局正味資産としては300億円くらいはあるでしょう。会社感覚で、この土別市という会社が今倒産する、一斉に解散するといったときに、それでも職員に全部退職金を払った後の資産としてはまだありますよと、ここらの建物や何かを全部整理してしまうと、清算した後に皆さんにお配りするお金があると、これが逆転しているような財政運営だと、会社が倒産したときには負債が残った会社になるというような、そういう感覚的なものの押さえの中での退職給与引当金という計上になっているということです。架空のものというのは架空のものなんですけれども。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 私は、どうも企業会計のほうにばかり頭にあるので、なかなか理解が苦しいんですが。ですから、先ほどからの関連で聞きますと、31億5,000万円というのは現在の職員が全部退職したときにこれだけ金が必要だと、これが31億円だと、こういうことですね。

それで、ちょっと関連があるんですけれども、それでは、先ほどいろいろ積んでいる金が267団体150何ぼ、そのうち全体では2億6,600万円、平均給与で案分すると1億3,600万円の資産があるということで、それでは、例えば、今、20年度、21年3月末に予定されている退職者がいるとしたら、その分というのはどの程度必要なんですか。概算でいいです。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 20年度の退職者の部分の引当金については、細かい計算はしておりませんが、現在で約十数名減るというふうに思われますので、3億円から4億円減ることになりますので、引当金につきましては、28億円程度ということになるかというふうに思われます。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 私の聞いているところでは20名近いというふうに聞いておりますけれども、それで、28億円もならないでしょう、そんなには。

これは、先ほどの、いろいろお話し申し上げました、いわゆる積立金から取り崩して払うと、端的に言うとそういうことですね。そのとき必要な額が、例えば3億円なり4億円かわかりませんが、それはこの積立金から取り崩して払うという、それだけのことですか。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 退職金の支払いの際には、毎年普通納付金の分を積み立てておりますので、まずそのお金があるんですけれども、不足分につきましては当然生じるんですが、それらについては、退手組合のほうでとりあえず払っていただきます。それで、3年間そういった不足額が生じますと、精算ということで、今のところ22年度に2億数千万円の不足額が生じる見込みとなっていますけれども、そのときに精算するというので、この積立金自体をすぐ

崩して使うということではないということであります。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。

ということは、今申し上げたように、全部そこから取り崩すのではなくて必要な分だけ。それが3年後に、先ほど私が言ったように、毎年度不足分があるんで、それを精算すると、現時点では1億円。20年度も1億円と、こういうことなんですね、年次的に。19、20、21年度と、これを3年間やるということですね。

委員長（山居忠彰君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 3年間の不足額につきましては、2億3,000万円ほど見込んでいますけれども、この不足額に対します退手債の発行自体は、19年度と20年度と2カ年の2億円を予定しているところであります。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） すっきりとしない点もありますけれども、おおむねわかりました。

では、この点については以上で終わらせていただきます。次の課題として残しておきたいと思えます。

それでは、最後の質問になりますけれども、これも既に公表されておりますように、若干その中身について伺いをいたしたいと思えますが、一般会計からの病院に対する基金の繰出金の対応について最後にお伺いいたします。

病院の関係については、既に決算報告もされて終わっておりますから、その中身は触れません。実は、この点については、10月24日土別市、それから11月19日朝日地区、20日多寄ということで、いろいろ内容について詳しく、市長からも院長からもお話しいただきましたので、内容は、実は承知をしております。

そこで、この対応については、既に公表されておりますように、特例債と基金の対応、それから、一般会計からの繰出金、こういうことでありますが、現在の市の財政の中で、いわゆる財調基金が約6億9,000万円、約7億円、それから、目的積立金を含めると全体で約24億円、基金の状況が19年度であります。その中で、それでは、この13億2,000万円というものの解消をするために、今申し上げた3つの要件で対応すると、こういうことでありますけれども、この13億2,000万円はいつまでに実行するのか、処理をするのか、この点をまず1点目、お伺いします。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 13億2,000万円の19年度末の部分の不良債務でお答えいたしますけれども、その解消というのが、最終決定については、病院、あるいは一般会計の決算状況というのがある程度見通しが立った時点でなければならないというふうに考えております。一部の特例債の発行につきましては、例えば、12月に国から許可がおりたとしますと、その部分の7億円は借りなければなりませんので、それにつきましては、そのときの発行するまでの金利

情勢を見て、一番金利が安いようなときに対応したいと考えておりますけれども、残りの基金からの貸し付け、あるいは一般会計からの繰り入れの部分、そういった部分については3月の時点で決定をしたいというふうに考えております。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 3月末ということでもあります。そこで、この基金の対応ということですが、今申しあげましたように、財調が約7億円ですから、目的積立金が約17億円ということになると思うんですけれども、この基金はどういう基金を充てるのかということと、それから、この基金というのはそれぞれ目的を持っているわけですから、当然繰りかえ運用というようになるのかどうか。目的外に使うという場合、繰りかえ運用との関係はどうなっているか、この点をお伺いします。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これはあくまでも現段階で考えていることですが、まず、5億円の基金の財源を活用するという部分の考えが、合併特例基金が11億円あります。そのうちの2億円、それと地域福祉基金が今2億3,000万円ほどあるわけですが、そのうちの9,000万円、ふるさと創生基金、あと公共施設整備基金といったもの、これをほぼ全額取り崩す格好になるかと思っておりますけれども、ふるさと創生基金で1億2,000万円、公共施設整備基金で9,000万円というもので、計5億円を活用したいというふうに考えております。

それで、繰りかえ運用の関係ですが、市の条例のほうでも、長期の繰りかえ運用といったものは条例上認めております。ただ、返すのが原則ですので、返す場合には、利息、あるいは繰り戻しといいますか、積み立てする期間、そういったものを定めて予算に計上して積み戻していかなければならないというふうに、繰りかえ運用上はそういうふうになっております。

この使う基金の考えなんですけれども、合併特例基金は原則利息運用型ですので、今現在、原資を取り崩して何かをしようという考えがありませんので、これは取り崩しても行政的には影響がないだろうというふうに考えております。地域福祉基金も、2億3,000万円のうち9,000万円を病院のほうに繰りかえ運用していても、残りの1億4,000万円で何とかできるというふうに考えております。あと、ふるさと創生基金については、今、毎年この基金を活用して500万円ぐらいずつ人材育成等に使っておりますけれども、これについては、利息の運用でなくても、500万円ぐらいであれば一般財源でそれらの政策を続けていけるという考えであります。それと公共施設整備基金、これにつきましてはもともと施設整備に充てるという考えですので、基金がなくても、地方債等の財源を活用する中で、今の事業計画や何かに影響がないようにというような考えで計画をいたしております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） そこで、基金を貸し付けする。一般会計から見れば貸し付けなんですけど、病院から見れば借入れと、こういうことになります。その場合の利息、あるいは返済期間と

というのはどのように考えるかというのが、いわゆる財調基金と一般目的積立金を含めて24億円の財源があって、それを、多分金融機関等に運用して、積み立てをしていると思うんですが、この運用利息が、例えば、5億円貸し出すことによって金利の運用をしている利息と貸し出し利息との、この辺も当然考えなければならぬと思うんですけども、いわゆる貸し出す場合の金利は、そういった積立金の利息との勘案の中で決めるのか、それから返済期間はどの程度を考えているのか、この点いかがですか。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） まず、返済期間のほうですけれども、これは病院会計の収支推計、あるいは一般会計のほうの収支推計からいたしましても、前半の部分ではちょっときついということで、一定程度、24年度からの返済を今のところ計画しております。それで、5億円ですので、これを毎年1億円ずつ積み立てへ戻すとなると財政的にかなりきついということで、長期間の10年間で毎年5,000万円ずつ戻していきたいというふうに考えております。

それと、そのときにつける利息の関係ですけれども、通常の部分、これがもともと各基金、定期で運用していれば、かなりの金利を戻していかなければならないという状況になるわけですけれども、合併特例振興基金以外は、今、例のペイオフの問題等がありまして、それと金利自体がすごく下がっているということがありまして、もともと一般会計のほうの短期資金、銀行からの一借にかえて繰りかえて運用していますので、定期という扱いをしていないということで、この部分は、市内の銀行の金利よりは若干安いような金利を設定すべきなのかなというふうに考えています。ただ、合併特例基金だけは定期で運用してまして、その利息を合併特例区が終了後の地域振興に充てるような事業に、大体5,000万円ほどの金利を確保してその事業に充てていきたいというようなもとの考え方がありますので、それについては一定程度の、これにつけている金利は、今約1%近い金利がありますので、それらの金利を確保するような方向で考えなければならぬのかと、これまた現在の段階の考えですけれども、そのように考えております。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今、そういうことで目的積立金から5億円を貸し出しすると。これは、病院側から見れば借り入れということです。もう一点お伺いしたいのが、今言われているのは、20年度、病院の関係については約3億2,800万円不足するだろうということです。その調達は既に公表されているんですが、借りの側から見れば、20年度では3億2,800万円という不良債務が発生するという状況の中で、3月までに実行するわけですから、当然21年度の予算から償還という問題が出てくるんだと思うんです。収支構造からいっても、これはなかなか難しい。その辺は後の段階の問題ですけれども、これらについて、一般会計で対応するというようなことを考えているんですか。

委員長（山居忠彰君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これは先日齊藤議員のほうからの質問の中でございましたけれども、

今、病院には貸し付けを前提でお話しをさせていただいておりますけれども、総務省との話の中では、結局、うちが病院に貸し付けて、病院から一般会計に5,000万円返してもらおうですけれども、その部分が、今委員さんがおっしゃられましたように、病院のほうの新たな負担になりますので、その部分についても一般会計から今度はまた繰り入れるという考えで総務省に持っていきました。そうしますと、総務省は、どうせ一般会計のほうでその返済部分も見るのであれば同じことであろうということで、これを今一遍に5億円を一般会計が基金から借りて、その5億円を病院の貸し付けではなくて病院の不良債務解消分の繰り入れという形で入れたほうがいいのではないかという話で、そういった方向で今検討している状況にあります。

どちらにしても、貸し付けにしても、繰り入れにしても、一般会計のほうで基金に返済していくというのは変わりませんので、その部分については、やはり一般会計のほうに24年度から10カ年ぐらいかけなければ計画上厳しいのかなというふうに考えています。病院にとってみると、一般会計から5,000万円入って、また病院に5,000万円出すのか、それが出るほうも入るほうもなくなるのかという部分で、何も収支上は影響はありませんので、結局は同じことにはなっています。

委員長（山居忠彰君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 3月までの実行ということですが、金利とか返済期間はこれから決めると、こういうことですね。わかりました。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長（山居忠彰君） 平野洋一委員。

委員（平野洋一君） それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

まず第1点は、市の総合計画の推進並びに進捗状況についてということでございます。

既に、これについては、市職員挙げて、汗の結晶であります向こう10年間の総合計画ができ上がって、それが推進途上にあるわけですが、それができ上がる過程での、平成19年度における主要施策の成果報告における総合計画策定事業費の中で、ワークショップ企画運営業務委託というのがございます。これについて最初にお尋ねをさせていただきたいと思います。

この業務委託費の決算額が58万8,000円と、こういうふうになっておりますが、この内容について御説明いただきたい。あわせて、このワークショップなるものは一体どのような取り組みであったのか。更には、2年間に及ぶこのワークショップの業務が展開されるということですが、この具体的な内容についても触れていただければと思います。

委員長（山居忠彰君） 中峰企画課主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず初めに、決算額58万8,000円、計上しております業務委託費の内容でございますけれども、総合計画の策定に当たりましては、できるだけ多くの市民の皆さんの参画機会をつくっていききたいということでありまして、その一つといたしまして、市民の皆さんの率直な意見交換のもとに、今後のまちづくりの方向性や重要課題などについて、この検討を深めるために平成



18年度から実施をいたしましたまちづくりワークショップ、この運営に係る業務委託料でございます。

この内容といたしましては、まず、その委託先であるコンサルタント会社に、意見交換に際して中立的な立場を保ちながら話し合いを促進させる役割、一般的にはファシリテーターというような言葉で言われておりますけれども、こういった役目を担う役目を与え、スムーズな調整のもとでの参加者の合意形成を図るとともに、より深い議論をなされるようにということの誘導、これを業務としたところであります。実施回数の内訳といたしましては、3回のワークショップ会議の運営、そして、本市の地域資源を実際に現地を視察して見て回ると、そういった確認を行うという1回のフィールド調査、この内容でございます。

次に、ワークショップということについてのお尋ねがございましたけれども、一般的には、特定の問題解決のために行う共同研究というふうになされておまして、具体的には、参加者が主体性を持った対等の立場でそれぞれの考えや意見を出し合い、更には互いを尊重し合いつつみずからの意見を取りまとめていこう、こういった話し合いの場でありまして、参加者全体での意見交換のほか、グループに分かれての議論を積み重ねる、こういった手法がとられるものであります。その中では、参加者自体の活発な意見交換、その促進役として、先ほど申し上げましたファシリテーター、そのほか助言者などがそれに参加をする、こういった場合もあるようでございます。

そして、この2年間に及ぶワークショップでの具体的な取り組み内容でございますけれども、1つ目には、本市の総合計画策定に当たりましての、まず、新市における地域C I、こういった展開に関すること。そしてもう一つが、総合計画の策定に当たって市民の皆さんの率直な意見交換のもとに、先ほど申し上げましたけれども、重要課題は何なのか、あるいは今後のまちづくりの方向性はどうか、こういった自由な参加のもとでの意見交換を行うワークショップとして開催をいたしました。まちづくりに関心を持たれる市民の皆さん31名の方々によって構成をいたしまして、2年間で延べ8回のワークショップ会議、そして、1回のフィールド調査を実施をしたところであります。平成18年度に行いました5回のワークショップの経過を踏まえまして、平成19年度におきましても活動を継続するということで、フィールド調査としての地域資源再確認ツアーを実施したほかに、3回のワークショップを開催する中で総合計画策定に当たっての提言をまとめていただきまして、市の計画策定本部及び土別市振興審議会の提言をいただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） あれだけ膨大な総合計画の裏には、そういった取り組みが積み上げられてでき上がったということがわかったわけでございますが、このワークショップから寄せられた意見、それから提言、多々あったと思うわけでございますが、これが総合計画にどのように反映されたのか、そこら辺のことをかいつまんでお話しいただきたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 中峰主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） まず、今お話しのございましたワークショップから寄せられた意見・提言の計画への反映でございますけれども、ワークショップからの提言のうち、まず、重点課題の解決に向けた基本的考え方ということで示されました市民の力、連携の力、資源の力、そして交流の力、この4つの力のもとに地域力を高めていく、こういった概念につきましては、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」、そして、総合計画の基本理念に反映をされているところであります。更に、目指す都市像のサブテーマであります「いきいきのびのび地域の力でまちづくり」というところにも反映をされているところであります。また、重点的に取り組みを進めるべき課題として示されました保健・医療・福祉の再構築、あるいは体験型総合余暇活動の場づくりといった内容につきましては、いずれも総合計画の重点プロジェクトの中に盛り込んでいるところでございます。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 総合計画のスローガンと基本理念に生かされているということの御説明があったわけでございますが、このワークショップの効果、これは今後明らかになっていくだろうと思いますが、効果と今後の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） それでは、私のほうからワークショップの効果と今後の活用につきましてお答えをさせていただきます。

この2年間取り組んでまいりましたワークショップにつきましては、担当主幹のほうから御説明をいたしたところでございますが、ワークショップによりまして、まちづくりへの熱意を持つ市民の率直な考え方や意見交換をする中、更には、論議を深めていただくことによりまして、そこに集まった人たちの相互理解はもとより、それぞれの立場や視点から本市の課題なり今後のまちづくりに当たっての方向性、さまざまな角度から御意見をいただいたところであります。

特に、平成17年、土別、朝日の合併ということがございました。どうしても、合併後、新市の融和と一体感の醸成ということが課題でございます。こういった第1段階の中で、両地域の市民同士の理解や双方の賦存いたします地域資源などにつきまして、それぞれが認識を深めていただくということが何より大切なことだと思っております。

こうしたワークショップ形式での意見交換につきましては、さまざまな課題を明確化するなり、施策をつくるなり、こうした市民参加の一つとして今後とも活用していきたいと考えております。どうしても、私ども、市民に対してさまざまな行政情報を流す上で、行政情報の開示ということで、例えば、ワークショップの中でもありましたけれども、こういった施策はなぜできないのかということに対して、例えば、こういった条例の縛りなり、法律の縛りなり、予算の関係等々、説明すれば御理解していただける点もありますので、こういった場合、今後広

がっていくものとも存じております。

あわせまして、企画課が担当している事業といたしましては、本市の公共交通の活性化といった取り組みがございます。こうした中でも、去る10月30日、土別翔雲高校と土別東高校の生徒さんに集まっていたきまして、路線バスを中心とした公共交通につきまして高校生ワークショップということを開催いたしまして、さまざまな意見をいただいたところでございます。こうしたことからいたしましても、こういうワークショップの取り組みが今後広がっていくのではないかと考えているところでございます。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） ありがとうございます。

続きまして、視点を変えて、この4月から総合計画がスタートしたばかりなんでございますけれども、さきに、この10年間の実施計画に基づいて、市の取り組みとして計画を立てただけでは実施に向けて非常に難しい側面も出てくるということを勘案しまして、この実施計画についてのローリングということがなされて、今後進んでいくということがあるように伺っております、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

さきの10月に実施しました実施計画のローリングの理事者ヒアリングはどのようなものでございましたか。また、これまで総合計画においてこのような理事者ヒアリングを用いてきたことがあったのかどうか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

ローリングについてであります。実は、10月6、7日の2日間にわたりまして、平成21年、22年、23年度に予定しております実施計画の理事者段階でのヒアリングをやっていただいたところであります。

いわゆるローリングについての考え方でございます。本市の財政状況を踏まえた中では、計画的な事業実施が不可欠でございます。実施計画をローリングする、いわゆる定期的に事業計画の修正や補完などを行う中で、変化する地方財政や社会情勢に弾力的に対応し、計画等の実施段階における大きな乖離を防ぐといったことでございます。

この理事者ヒアリングにおきましては、各部が所管いたします21年度以降の3年間のハード事業、ソフト事業をそれぞれ説明していただいたところでございますが、本数がとりわけ多うございまして、特に、お願いした中身にいたしましては、政策的事業の中で比較的事业規模が大きな事業、2点目といたしましては、新規事業、あるいは制度改正など事業を再編したような事業、3点目といたしまして、新たな条例等を制定し、実施する予定のソフト事業、更には、公共施設の中で今後大規模な改修・修繕を要するような事業につきまして、それぞれ担当部のほうから説明をいただいたところでございます。加えまして、そういった財源に充当できる、例えば、起債、補助制度の検討、更には、新しい建物を建てる際には施設の建設場所、こうし

たことに際しまして、地域住民や関係機関との協議経過等につきまして、それぞれ理事者に対して説明をしていただきました。こうしたヒアリングを用いまして、さまざまな事業計画の集約と理事者の政策判断を先行させ、計画性のある実施計画の必要ということで、とりあえず10月段階でヒアリングを行ったところでございます。

これまでこういった理事者ヒアリングは行ってきたのかといったお尋ねでございます。新士別市になる前の旧士別市におきましては、このような集中した形での理事者ヒアリングは行ってきておりません。しかし、大きな政策判断を要します事業、国や道路の補助制度の活用、住民負担のあり方、更には、地域・団体から寄せられた要望の対応などにつきましては、その都度理事者の判断を得ているところでございます。

時代を取り巻く潮流といたしましては、人口減少社会、高齢化の到来、地方分権の対応、地域医療の確保など、取り組む課題は山積しております。また、朝日町との合併によりまして、先ほど申し上げましたとおり、1つのまちとしての融和と一体感を醸成しながら、合併してよかったと実感できるまちづくりが何より不可欠であると思っております。こうした中で、計画の実効性、実現性を最大限に高めていくことが必要でございますので、各種個別計画や行財政改革大綱、更には財政健全化計画等の整合性も配慮した中でまちづくりを進めるといったことで、こういった理事者ヒアリングを用いたところでございます。この21年、22年、23年のローリングにつきましては、当然前年度の20年度にも行いますけれども、この後、それぞれ同じような形で、実施計画を集約する中で理事者ヒアリングを経てまいりたいと。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） まだ予算編成前ではございますけれども、21～23年度までの実施計画予定事業のうち、主な重点事業としてどのような事業が予定されているのか、これについてローリングの際、議論になったようなことについて御説明があればと思っております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） 平野委員お話しのとおり、21年度の予算要求前、何といたっても予算編成前の段階でございます。こうした中で、21、22、23年度にその枠の中に入ってくる予定の事業でございます。当然、課題となっております上士別地区におけます国営農地再編整備事業を初め、バイオマス利活用施設整備事業、更には、林業センター、いわゆる日向温泉の改築事業、更には、朝日地区で予定されています地域交流施設整備事業、次に、ごみの最終処分場の関係で申し上げますと環境センター建設事業、あと街路関係で申し上げますと、西広通りの街路事業が入ってまいります。それと、地デジへの対応ということで、テレビ難視聴地域の解消事業といった事業も入ってまいります。あと、公営住宅整備事業につきましても、現在進められています北部団地終了後、西団地が予定されているところでございます。あと、小・中学校の耐震補強事業、これがこの年度から入ってくると思っております。あと、改修事業、公共

施設の改修ということで、この理事者ヒアリングの中でもちょっと話題になった事業といたしましては、サンライズホールの改修、更には、総合体育館の改修、三望台シャンツェの改修といった事業が出てまいります。

当然、こういった改修事業につきましては、どうしても補助なり起債の制度がないということで、一般財源を用いてやらなければならないということもあまして、金額ベースでいうとそんなに大きな事業ではないんですけども、どうしても一般財源の負担が大きくなっていくということで、そのやり方等につきまして、理事者のほうから検討ということで少し指示があったところでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 今列挙されました実施計画予定事業、どれもこれも地域住民にとっては今すぐにやっていただきたいというような案件ばかりでございます。ひとつ、この事業実施に向けまして、十分なる検討を加えて、諸計画が予定どおり実施されることを心から祈念している次第でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。平野委員。

委員（平野洋一君） 午前に引き続き質問をさせていただきます。

土別市は、農業が基幹産業、農業で生きている町であります。かつては、管内一の米の生産を誇る、そういう時期もございました。いわゆる日本の食料生産の最先端を走っておる町だと私は理解しております。近年、食の安全・安心の上からも、国を挙げて食料の自給率向上を強く叫ばれている昨今でございます。私なりに、自給率向上のポイントは、何としても食料生産を増やすということがまず1点、それから消費者が国産のものを選んで食べる、こういうことが重要かと思うんですが、その根底には、健全なる農地がしっかり確保されているということが大事かと、こう思うわけでございます。そこで、平成19年度では、その当時は遊休農地なんていう言葉で呼ばれておったのかもしれませんが、本市の耕作放棄地についてお尋ねをしたいと思いますが、平成19年度では本市の状況について調査をされてあったのか、そこら辺をまずお伺いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えいたします。

平成19年度の耕作放棄地の調査についてお尋ねでございます。まず、調査につきましては、平成17年度より、食料自給率向上の観点から、国段階におきまして、耕作放棄地の解消、発生防止の取り組みが強化されてございます。それに引き続きまして、平成18年度には、農業委員会におきまして従前から実施されております農地パトロールにより把握された農業振興をすべきとする農用地区域内の耕作放棄地について、市町村段階で遊休農地の解消計画の策定をするよう指示がございました。その際の18年度の結果に基づきまして、土別市においては、18年度の耕作放棄地としてとらえた面積が7.2ヘクタール、そのうち5.6ヘクタールが農用地区域内の耕作放棄地の面積として報告し、その解消対策を実施してきたところでございます。

そこで、平成19年度には、耕作放棄地の解消に向けた予備調査といたしまして、農林水産省による耕作放棄地の適正管理実証化を進めるために、全国的な調査の実施指導がございました。そこで、土別市農業委員会におきましても、昨年8月から10月にかけて全市の農地を対象として農地パトロールに含めて、概況調査を実施したところでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） パトロールを実施して事実確認に努めたということですが、その実情をどのように把握されておられるのでしょうか、お尋ねします。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 現地調査に基づく結果でございますけれども、地籍面積の集計といたしましては57.1ヘクタールと報告をいただいております。ただ、限られた時間のみの現地調査のため、既に牧草の刈り取りを終えて雑草が生えている、未利用ととらえられるもの、たまたまその年に利用していなかったものなどが含まれているということもありまして、地権者に利用状況を確認するなど、確実なものとしては、更なる調査も必要となっていたところでございます。そこで、御存じのとおり、平成20年から農林水産省は、食料自給率を確実に向上させるために、それらの成果を踏まえて、詳細な現地調査に基づき、所在や農地に戻せるかどうかも含めて、これらを把握するために耕作放棄地解消支援ガイドラインが示されました。そこで、市町村ごとに耕作放棄地解消計画の策定が義務づけられまして、本年度現地調査を実施し、現在策定中ということでございます。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 国でも、耕作放棄地がどんどん増えているという実態を何とか食い止めようということで、5年後の解消を目標に耕作放棄地の分布状況、そういったことに全体調査を課したということが、今お話しいただいたわけですが、また、隣近所の町では、既にもうある程度の調査結果を公表しているような町もございますが、本市においては、その経過でございますが、調査の状況について、まとまっている範囲内でどのような状況になっているのでしょうか。お話しいただけませんか。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 本年度の9月の第3回定例会におきましても、牧野議員からの一般質問でもお答えいたしました。本年6月から7月の現地調査の段階で、既に原野化していると思われる農地は190ヘクタール、草刈りをすれば耕作が直ちに、もしくは基盤整備をすることにより農地と利用可能な土地としてのいわゆる耕作放棄地は70ヘクタールということで、大枠としては報告したところでございます。

そこで、調査時期が6月ということで、牧草の刈り取り前であったことや、休閒緑肥などの利用などもありまして、現地の再調査や土地所有者のその後の作付以降の調査などを行いながら、基盤整備の計画の有無などを関係機関・団体との連絡調整を行いながら、先般、耕作放棄地解消対策を担う関係団体で組織しております土別市担い手育成総合支援協議会において、対象地の解消対策について協議をいたしたところでございます。

その結果、今の段階では、既に原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地に該当する農地につきましては、所有者への通知も行いながら確認し、農業委員会に非農地としての判断を依頼した土地が81ヘクタールございました。この非農地81ヘクタールにつきましては、今月の農業委員会総会において審議され、非農地とされた場合には、非農地通知書を所有者に送付予定となっております。一方、直ちに耕作が可能だったり、基盤整備により利用可能な土地、いわゆる耕作放棄地は25ヘクタールとなっております。内訳といたしましては、人力や農業機械で草刈りをするにより直ちに耕作が可能で15ヘクタール、それと、草刈り等では直ちに耕作はできませんけれども、雑木が生えているなど基盤整備を実施して農業利用すべき土地10ヘクタールのあわせて25ヘクタールというふうになってございます。

これらの耕作放棄地になった要因といたしましては、それぞれその地権者のほうに随時確認しながら整理しておりますけれども、以前は農地として活用されたものの、本人が病気で未作付になったもの、本人が死亡し相続が滞っているもの、相続したものの非農家であったり、離農により土別市を離れ未利用になっている土地というふうになってございます。これら農用地を利用できる耕作放棄地25ヘクタールについては、土別市が今後5年間を見据え、耕作放棄地解消計画を作成し、毎年調査実施し、見直しすることとなっております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） ある程度詳しい数値が示されたわけですが、本市としまして、実際に農地でありながらそこに居住していないなんていう、そういう土地も含まれるとなると、今後の指導上も非常に難しいものがあるかと思うんですが、何としてもこの耕作放棄地を少しでも少なくするということが本市のこれからの農業発展にも大切なことかと思うんですが、この指導及び方向づけ等について、もう少しお話しいただければと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えします。

先ほど言いました耕作放棄地解消計画についてでございますけれども、具体的に解消内容を策定する必要がございます。先般も、その地権者のほうに電話連絡で確認をしながら計画を策定していきたいというように思っております。土地所有者・管理者と利用計画についてそれぞれ御相談しながら、活用に向けて対策を講じたいと思っております。お伺いしても、近くの中で使っている農家がいれば、ぜひあっせん願いたいというようなことも聞いてございます。

具体的には、現在取り組んでいる中山間地域等直接支払い制度による取り組み活動、それとか農地・水・環境対策、あと土地改良事業等、更には、国が新たに耕作放棄地解消のための施策も20年度補正予算として講じられておりますので、その活用も視野に入れながら実施していきたいというふうに思っております。農地として十分利用可能な土地でありますので、相続手続の困難な土地もありますけれども、農業委員会、農協等関係機関との連絡調整のもとに、農地としての再利用に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） わかりました。今後とも、こういうことが解消される方向で、ひとつ全力で取り組んでいただきたいものと考えております。

次の質問に移らせていただきます。次は、国民健康保険における資格証明書についてお伺いをしたいと思います。

特別な事情がないのに1年以上にわたって保険料を滞納した人に対しまして、市町村は保険証を返還させて資格証明書並びに短期保険証を発行することになっていると伺っております。資格証明書所有者は、医療機関の窓口で医療費の全額を一たん自己負担をしていただく。保険給付分は、申請すれば後日還付してもらえる。こういうことになっているそうでございますが、保険証がなければ受診を控えようとの気持ちが働くことは容易に想像がつくわけでございます。そこで、平成19年度においては、本市では資格証明書の発給件数は一体幾らあったのか、まず、そこからお尋ねをしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木市民課主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

平成19年度末における資格証明書の交付世帯数は3世帯となっております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 一つもないという答えを期待したんですが、土別市には、数は少ないけれどもあったということでございます。本市では、資格証明書を発行して何とか対応しておられることはわかるんですが、保険料を滞納しても、交付をしないで何とか受診を認めるような方向の配慮事項とか、そういったことは本市では何か取り組んでおられるのでしょうか。そこら辺について御説明をお願いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。



市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

士別市国民健康保険税滞納者に係る措置の取り扱い要綱に資格証明書交付措置の対象者から除外する規定がございまして、御質問にございましたような場合ですが、例えば、世帯主が事業を廃止、または休止したとき、世帯主またはその家族が病気などをされたとき、また、世帯主がその財産について災害などに遭ったときなど、特別な事情の把握ができるような場合におきましては、資格証明書を交付しないことができることとなっております。また、これらのケース以外でも、厚生労働省令で定めるところの公費に該当する人工透析を必要とする慢性腎不全などの医療給付等を受けられるような被保険者がいる場合には、世帯主に届け出を求めまして、同様に資格証明書を交付しないことができます。

士別市は、国と同様の取り扱いに加え、乳幼児等、重度心身障害者及びひとり親家庭のお子様に対しましても資格証明書の交付対象としないことといたし、拡大して現在取り組んでおります。また、担税力が著しく低下したような場合など、分割納付や徴収猶予の措置などを講じたことといたしましても、なお納付が困難と認められるような場合は、国保税を減免する制度もございまして、納税相談をさせていただく際には、これらの制度も含めまして、他の納税者との不均衡が生じないよう、個々のケースにより対応させていただいております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 配慮事項について多々御説明をいただいたわけですが、よくわかりました。この滞納せざるを得ない特殊な事情があるかどうかをしっかりと見きわめて、きめ細かな対応が欠かせないということは大切なことではないかと思うわけですが。

本市では、保険証の返還を求めるときには滞納の理由を十分確認しているものと判断するわけですが、本市で3件あったと。この3件については、いかなることで、どのような状況下で資格証明書を出さざるを得なかったのか、そこら辺について御説明をいただきたいと思えます。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

資格証明書を交付するまでの経過といたしまして、まず、税務課納税担当と連携を図りながら、その世帯の生活状況や納税状況を把握し、各種手続等で来庁されたときなど積極的に納税相談の機会をつくり、また、文書・電話による催告や訪問による働きかけのほか、夜間納税相談窓口の開設や休日・時間外対応など、個別に相談できる機会を確保するよう努力しております。しかしながら、これら一連の相談の呼びかけにもこたえていただかず、特別な事情等の届け出もないまま長期にわたり国保税を滞納されている世帯主には、被保険者間の負担の公平性を確保する意味でも被保険者証の返還を求めることとなりますが、必ず弁明の機会を付与しておりまして、最終、この呼びかけにも応じていただけない場合に、返還命令の通知を行い、資格証明書を交付しているところでございます。

資格証明書を交付している世帯に対しましては、可能な限り生活状況の把握に努め、特に、健康状態につきましては注視し、医療機関への受診状況等の確認を行うなど、引き続き細やかな対応を行っていきたいと考えます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 世界には健康保険といった制度のない国もございますが、日本は国民皆保険の国でございます。市民の命を守る上から、この保険制度というのは広く一般国民に活用してもらうことが大切なことと思うわけでございますが、広く全国を見渡したときに、事情があって保険料を滞納しても保険証を返還させていないという町があるということを御存じかどうか。本市としてもそのような取り組みはできないものかどうか、そこら辺について、係にはちょっと答弁が難しいかと思いますが、市の方向づけとしてそのような今後の取り組みについて若干お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） 今お尋ねにありましたように、特別の事情が認められる場合につきましては、対象者から除くという規定が要綱の中にもございますので、そういう取り扱いをやっているところでございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 特別な事情ということでわかるんですが、私も詳しくはわからないんですけども、広島市、さいたま市では保険証の返還を求めているというような事実があるやに聞いておるわけでございますが、そこら辺はどのような背景でなされているのかもちょっとわかりませんが、市の方向づけとして、そこら辺についてもう一度お尋ねしたいと思うのですけれども。

委員長（山居忠彰君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

本市では、先ほど答えましたように特別な事情等がある場合については資格証を発行しないことができるということがあります。また、資格証を発行した後に、例えば、滞納している金額を半分以上納めたとか、そういうことについての解除要件はございますので、そういう要件に当てはめたときには資格証を返還するということになってございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 世の中にはいろいろな人がございまして、高収入がありながら「おれは健康なんだ。医者にはかからない」と保険料を払おうとしない、そういう人もいるやに聞いております。一番身勝手なのは、問題として、親のせいで子供が病院に行けないという事実が発生したと、こういうときは大変なことになるかと思うんです。幼い子供が医療を受ける機会を失われれば、重大な結果を引き起こすことになるかと思うわけです。

先刻厚生労働省の発表によりますと、全国で3万2,000人、道内でも950人の中学生以下の子供たちが病院の窓口で医療保険を利用できなくなった、こんな報道がございました。これはゆゆしき問題であります。本市では3件あったということをお話しいただきましたが、子供が受診できないという事実、このようなことについては心配はありませんか。そこについてお尋ねします。

委員長（山居忠彰君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

本市は、資格証を3件、19年度に交付いたしておりますけれども、お子さんはおられないということでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） ありがたい。子供がそういう該当者がいないということは本当に救いでございますが、今後においてはどのような状況になるかは予測できないわけでございます。札幌市では先刻、大人の事情と子供の健康は別の次元で考えるべきだと、このような判断のもとに、18歳未満の子供984人に保険証を発行するというようなことになったようでございますが、今後このような子供が受診できないというような状況が起きた場合に、本市の対応はどのようなことになろうかとお尋ねします。

委員長（山居忠彰君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 御答弁いたします。

国は、先ほど委員お話しのありましたように、本年9月に資格証明書の発行に関する調査を実施いたしました。その結果を受けまして、10月30日付で運用に関する留意点を示したところでございます。本市の対応といたしましても、この通知に基づきまして、子供さんが医療を受ける必要が生じ、また、医療機関の窓口で医療費の一時払いが困難であるという御相談を受けましたときには、緊急的な対応といたしまして、速やかに短期被保険者証を交付して受診していただくよう、十分配慮してまいりたいと存じます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 現段階では、土別市としては、大きな問題となる、そのような要件としては発生していないような状況にあるやに今説明をいただいたわけでございますが、今後ともこういったことで、ひとつ鋭意市民の健康を守る上で御努力をいただきたいと思うわけでございます。

別の案件に質問を移させていただきます。次は教育行政の充実についてでございます。

まず、教育委員会として、平成19年度中に特に集中的に議論されたことを2～3挙げて御説明をいただきたいと思えます。

委員長（山居忠彰君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

お尋ねの平成19年度におけます集中議論した事業の内容ということでございますが、委員も御承知のとおり、教育委員会といたしましては、年度当初に教育長が示されます教育行政執行方針並びに教育推進の重点に沿って教育行政の展開に当たっているところでございます。

そこで、教育委員会の業務内容を大きく3つに分けて御報告を申し上げたいと思いますが、まず、1点目の学校教育関係についてでございますけれども、平成19年度におきましては、これは継続事業とはなっておりますけれども、朝日、糸魚小学校の建設事業並びに多寄小学校の改築事業ということが挙げられようかと思えます。更には、平成19年度から、実に43年ぶりだったかと思えますが、全国学習学力状況調査が実施されまして、この対応に当たってきたと。更には、特に、教育委員会は、ソフト事業という形になるかと思えますけれども、特別支援教育の連携協議会の設置に向けた検討協議がなされてございます。

次に、社会教育関係でございますけれども、これにつきましては2点ほどございまして、まず、指定文化財の保護整備事業といたしまして、屯田兵屋の改修復元事業が実施されたところでございます。あわせて、ソフト事業の中身といたしましては、人づくり・まちづくり推進計画の策定協議ということで進めてまいってきたところでございます。

最後に、社会体育関係でございますけれども、1つ目には、スポーツ振興計画の策定ということで、これにつきましては、本年3月にこの策定を見たところでございます。最後になりましますけれども、現在も3カ年計画ということで着手をしております総合体育館の改修整備事業、こういったものが挙げられようかと思えます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 思い出しますと、皆非常に重要な案件ばかりではなかったかなと、こう思うわけでございますが、その中で、学校教育関係で特別支援教育についてこれから質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

その前に、近年どこの市町村におきましても、行財政改革の一環としていろいろな手法で取り組まれているということでございますが、道北のある町では、この行財政改革の一環として、教育委員会の教育長すら非常勤にしようという自治体があられたんでございます。また、全国的には、かなり以前から行われていたんであろうとは予測されるわけでございますが、大分県の教育汚職事件、非常ににぎわした問題でございましたが、これらに端を発して、教育委員会の業務、役割について、改めてその重要性が論議され、議論が高まったということが言われると思うわけでございます。

せんだって全国教育委員長会議なんていうのがあったそうでございますが、その席上、どこの教育委員長さんでしたか、こういう問題が起こるのも、1つに教育委員という仕事の役割が軽視されているんだと。具体的に言うと、教育委員には勤務場所に机も当たっていない。こういう声高な発言があったわけでございますが、本市でも一体どうなっておるのかなということ

をいたく心配している一人でございます、そこら辺について心配はないのかということで、お尋ねをさせていただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） お答えいたします。

教育委員の机の問題については、報道されたことは承知をしております。本市の教育委員会には、教育長並びに教育委員長の机は配置しておりますが、委員全員の机は配置はしていません。机を置くことによりまして、委員の勉強、あるいは研修する資料が常時置ける、あるいは、委員会に気軽に足を運べるといったような利点はあるかと思いますが、私ども、委員会を開く際に、議案や資料を事前にお届けし目を通していただいておりますし、また、委員から求められます資料等があれば、すぐにお届けしているのが現状でありまして、現在特段の不都合があるとは考えておりません。しかしながら、今後委員の皆さんからも御意見をお聞きしまして、特に要請があれば検討していきたいと、このように考えております。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 実は、せんだって、確かめに教育委員会にお邪魔させていただいたわけですが、教育長と、その横に教育委員長の机は、確かに土別市にはございました。それで一安心をさせていただいたわけですが、全国レベルでいうといろいろな町があるんだなということを報道でわかったわけですが、

それでは、さきに戻して、特別支援教育の推進についてお尋ねしたいと思います。

私も現場を離れてもう10年かなるものですから、昔のことはもうそこそ忘れかけている状況にあるわけですが、特別支援教育そのものの言葉すら最近初めてわかったようなことございまして、従来は就学指導委員会というのが使われておった言葉ですが、就学指導委員会からどのような組織に変わったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 金学校教育課主幹。

学校教育課主幹（金 章君） お答えいたします。

従来の就学指導委員会につきましては、小・中学校入学、または在籍する障害のある児童・生徒が対象となっておりますが、今年度設置いたしました特別支援教育連携協議会につきましては、幼稚園や保育園、それから小・中学校及び高等学校に在籍し、教育上特別の支援を必要とする幼児や児童・生徒をあわせまして、保護者をその対象といたしましていただいております。

また、その役割でございますが、就学指導委員会につきましては、対象となる児童・生徒への就学指導、いわゆる就学判定を行ってございましたが、連携協議会におきましては、就学指導に加えまして、学校等への就学実践に関する相談や支援、そして就学や就学後の教育の場の変更に関わる教育相談など、その体制の強化を図ったところでございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 名称が大きく変わって、今後取り組まれるということですが、こ

の特別支援学級、発達に障害があるお子さん、これはいろいろなお子さんがいるわけございまして、現在、本市においてどのような障害のある学級があるのか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 現在、土別市内の小・中学校に設置いたしました特別支援学級は、知的障害学級、それから肢体不自由学級、身体虚弱学級、情緒障害学級の4学級がございまして。また、そのほかには、弱視、難聴、言語障害の各学級が、ほかの地域にはございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） そのほか、学習遅延障害、いわゆるLDですか、それから多動性障害、ADHDとか、それから自閉症、こういった障害のある子ども最近では取り上げられているということをお聞きしているわけでございますが、これらについてはどこに含まれるのか。また、本市には該当する児童・生徒はいないのかどうか、そこら辺についてお尋ねします。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 先ほど申し上げました特別支援学級にも一部在籍しておりますし、普通学級にも、今、委員が言われました軽度発達障害のLDだとか、そういった児童・生徒が在籍しております。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） このような発達障害の児童・生徒に対応することは、本当に大変なことになるわけでございますが、差し障りなければ、市内に何校あって、どれほどの児童・生徒が通学しているのか、また、そういった児童・生徒の動向といいますか、増加の傾向にあるのか減少の傾向にあるのか、そこら辺についてお尋ねをします。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 特別支援学級の在籍児童・生徒の状況でございますけれども、現在小学校11校のうち8校で設置されておまして、その内訳は、知的障害学級が8学級の18名、肢体不自由学級が1学級で1名、身体虚弱学級が3学級で3名、情緒障害学級が3学級の6名となっており、小学校全体では15学級の28名が在籍しております。また、中学校では6校のうち4校で設置されており、その内訳は、知的障害学級が3学級の4名、肢体不自由学級が1学級1名、身体虚弱学級が1学級1名、それから、情緒障害学級が4学級5名となっており、中学校全体では9学級の11名が在籍しております。小・中学校全体で24学級で39名が在籍しているところでございます。

次に、今後の傾向についてであります。平成17年度以降の特別支援学級の設置状況を申し上げますと、17年度は11校に19学級を設置し、26名が在籍しておりました。また、18年度では11校に21学級を設置し、30名が在籍し、19年度では12校に22学級を設置し、37名が在籍し、今年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり24学級、39名が在籍しているところでございます。このことから、平成17年度以降、少しずつではございますが増加傾向にあり、全体的

な児童・生徒数は減少傾向にあります。今後も40名前後で推移するものと推測しているところでございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） この分野、障害のある子供に対する研究がどんどん進められて、障害のある子供が発掘されて、このように増えてきているのではないかと予想するわけでございます。

障害のある子を担当して一番困ることは、1つに徘徊がございませぬ。それから、1つに暴力事件、それから、3つ目に不潔行為、こういうことに対しては非常に指導する教師にとっては難問題なことになるかと思うわけでございませぬ。これは大人にも通じることございませぬ、これらについては、認知症と大体似たような傾向があるかなと思ったりもする一面もございませぬ。障害を持つ子供というのは、一人一人が中身の違うリュックサックを背負って生きているんであります。その中身を知らなければ、わからなければ対応ができない、これが難しいわけでございませぬ。そこで専門性が必要なわけでございませぬが、過去においては、こういったサポートできる先生は非常に少のうございませぬ。そして、若い先生方は敬遠されました。特別手当がつくので退職間際の高齢教員があてがえられると、そんなことでお茶を濁していることが、実は多かったわけでございませぬが、本市のこういった児童・生徒に対して、担当する教師に資格を持ち得た先生が完備されているのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思ひます。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 特別支援学級の担任につきましては、教員のすべてが特別支援学校教諭の免許を取得している状況にはありません。そこで、市内の各学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の中心的な役割を担っていただきながら、特別支援学級の担任と連携を図りながら、校内体制の強化を図っているところでございませぬ。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 特別支援教育連携協議会、こういう新しい組織を立ち上げて鋭意取り組んでおられるということでございませぬが、この組織の事務局はどこにあって、どのような人が関わっておられるのか説明をしていただきたいと思ひます。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） まず、連携協議会の事務局についてでございますが、いろいろな、先ほど申し上げましたとおり、幼稚園・保育園から高校までということでございませぬから、学校に事務局を置くということではなく、教育委員会の学校教育課が、その事務局となっております、その構成でございますけれども、学校の校長、教頭及び教員、それから、保育園の保育士、それから、保健福祉部の保健師、また、言語聴覚士となっております。更には、連携する機関といたしまして、医療機関や管内の特別支援学校、そして、上川教育局などの関係する機関と連携しているところでございませぬ。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） まだ動き出して日が浅いということをお聞きしているわけですが、管内ではいち早く富良野市が立ち上げたんだなんていうお話をちらっと聞いたことがあるんですが、こういった指導・連携の組織が管内的にはどの程度立ち上がっているのかどんな動きになっているのかお伺いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 管内の状況でありますけれども、22のすべての市町村で同様の組織が設置されており、また、上川教育局内に各地域の特別支援教育連携協議会や市町村教育委員会と連携を図り、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応などに関する指導や助言を行う専門家チームを上川教育局内に設置されております。また、この専門家チームでございますけれども、教育・医療・福祉などの関係機関や部局、それから小・中学校、そして特別支援学校の教員などからも構成されているところでございます。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 学校教育というのは、非常に範囲がどんどん広がってきているわけですが、昔は普通学級だけで事足りたんでございますが、こういった障害のある子供に対しても、今後ますます意を払って対応していかなければならぬ。教育委員会の御苦労も非常にわかるわけですが、今後の教育推進上避けて通れない分野になってきたと。そしてまた、教育委員会だけではなくて、多くの市民の理解を得ながらこういった分野の教育推進に当たらなければならないと、こう思うわけですが、市民の理解を今後ますます深め、市民の理解を得ながら進めるということが大事かと思うんですけれども、そこら辺についてお考えをお尋ねしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、特別支援教育の支援の推進に当たりまして、市民の理解をというお尋ねでございます。

まず、大きく分けて2つあるのではないかというふうに思います。第1点目でございますけれども、具体的な指導だとか支援を実施をいたすためには、保護者の心情、更に気持ちを十分配慮をした上で、当該児童・生徒への指導・支援に関する説明を丁寧に行うということが非常に必要になってくるのではないかというふうに考えてございます。いま一つは、学校と保護者との信頼関係ということがあるかと思えます。保護者の方々が不安に思ったことだとか心配な事柄を、担任や、先ほど来御説明申し上げておりますように、特別支援教育コーディネーターなる方々に対して自由に相談できるような、そしてまた、日常的に連絡や話し合いが行えるような体制を整えるということも必要かと思っております。

こうしたことを基本的なベースといたしまして市民の方々の御理解を得るということになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、こういった専門的なお立場からの指導、御助言等々をいただくというためには、お互いに情報の共有ということが大変必要になってく



るのではなからうかというふうに考えてございますので、そういった方々、関係機関との連携強化を図るといふことと、それから、学校現場におけます特別支援のありようというもの一般の市民の方々にも十分御理解をいただくような形の講演会・講習会等を積極的に展開していくことが必要ではないかというふうに考えておりますので、私ども教育委員会といたしましては、来年なるべく早い時期に、そうした研修会を一般の市民の方々も参加でき得るような形で開催をし、啓発・普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 以上で終わります。大変どうもありがとうございました。

委員長（山居忠彰君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 介護保険についてお聞きしたいと思います。

介護保険制度は、平成12年4月から始まって、今年で8年になります。これを始めた当初、国は、介護保険制度の目的を家族介護から社会が支える制度だと、こういうふうに大きく宣伝しておりました。在宅で安心できる介護、サービスが選択できる制度、こういうふうに打ち出して、いわゆる介護の社会化、これが私たちの心を打ったわけですけれども、この制度は、スタート当初からいろいろな問題を抱えてスタートしました。

でも、その当時から、特に家族の介護のために仕事をやめざるを得ない、そういう女性たちがどんどん増えてきたということ。あるいは、高齢者が高齢者を介護しなければならない老老介護、これが広がってきた。ですから、一定国民の期待はあったんですよね、この介護保険制度。それから8年たったんですが、これは3年ごとの見直しというのがありまして、3年ごとに見直されるたびに我々の期待を裏切ってきたと、私はこう思うんです。総務省の調査によりますと、平成18年10月から19年9月の1年間で、家族の介護や看護で仕事をやめた人14万4,800人と前の年より4割も増えていると、過去10年で最も多いと、こういうふうに調査は言っております。そして、この8割が女性だと。ですから、介護保険制度がスタートした当初から何も変わっていないというより、むしろどんどん後退していると、こういう状態になってきております。

そして、一番問題なのは、平成18年4月、介護保険法が改悪されております。私どもは改悪と言いますが、一般的には改定と言っているようなんですけれども、介護保険法が改定されまして、介護を必要とする人や家族のすべてに、あるいは介護事業者や介護労働者、こういうところにも大きな困難が押し寄せてきて現在に至っていると、私はこういうふうに理解しております。

つい最近、11月10日に、全日本民主医療機関連合会、いわゆる全日本民医連が、今の介護保険制度のもとで生活や介護が困難になっている事例を全国調査して発表しております。29都道府県の全日本民医連加盟の334の医療・介護事業所から把握した728事例をまとめております。これはつい最近、11月10日のことです。例えば、利用者や家族が直面している困難の事例として、81歳の夫は寝たきり、介護保険料はちゃんと納めているが、利用料の負担が重くて必要な

介護サービスが使えない、あるいは、介護していた娘の病気が悪化し、84歳の母親の入所施設を探すが、月10万円以上の利用料は困難で適当な施設が見つからない。あるいは、70歳の男性は、進行性の難病なのに認定更新で要介護度が3から2に引き下げられた。こういった実態が728事例出てきております。

平成18年4月の改定介護保険法のもとで、第3期土別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が策定されております。そして、このように立派な冊子になって市民の皆さん方の手元にも届いているのではないかと思います。21年4月からは第4期の計画に着手すると。だから、こういうのがまた新たに来年からはつくられるのではないかと、こういうふうに思うんですけども、それで、まず初めに、この第3期の計画の実施状況についてお聞きしたいと思います。どのように市民の実態をつかんでおられるのか、3つにわたってお聞きしたいと思います。

まず1つは、17年10月に実施された食費や居住費の全額自己負担、これは改定介護保険法でそうなったんです。この自己負担の影響についてお聞きしたいと思います。全国的には、このことのためにデイサービスやショートステイなどの利用が減少した、大きく減ったと、そういうふうに言われております。あるいは、施設入所、特養老人ホームなんかへの入所も大きく減った、こういうふうに言われております。

それでは、本市の場合はどうなのかということです。本市の場合、この食費や居住費の全額自己負担というのは、介護サービスを利用する人たちにどんな影響があったのか、デイサービスやショートステイなんかの利用が減ったのかどうか。別に変わらなかったのかどうかということも含めてお知らせいただきたいことと、特別養護老人ホーム、土別市の場合はコスモス苑です、この入居への影響があったのかどうか。わかれば、老健施設ボヌール、そこら辺の入居への影響もあったのかどうか。増えたのか減ったのか。いずれにしても、その理由も、こういうことでこうだったんだというふうにお聞かせいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

介護保険施設の利用料負担の見直しによる利用状況のお尋ねであります。

まず、デイサービスについての利用状況であります。年間の延べ利用人数で比較いたしますと、第2期期間中の平成17年で年間延べ3,970名の利用、第3期期間中の平成19年で見ますと年間延べ3,890名の利用ということで、延べ人数で年間2%の利用の減となっております。

次に、ショートステイで申し上げますと、年間の利用回数で比較いたしますと、第2期期間中の平成17年が年間延べ6,615回利用、第3期期間中の平成19年が年間延べ6,691回の利用、延べ利用回数で年間1%の利用回数の増加となっております。

次に、特別養護老人ホームへの入居者の影響についてであります。特別養護老人ホームの入居者につきましては、介護度により負担額が決まっております。この制度の導入前と導入後の利用者の負担でいいますと、制度の導入前につきましては、高額療養費等で補てんされますので、大体月4万円程度の利用者の負担で済んでおりました。それが、制度導入後の平成19年

の入居者111名で比較いたしますと、年金等の収入が80万円以上の方々23名が影響を受けておりますので、約20%の方が負担の増となったということで、利用料の関係では影響を受けております。そのほか、入所が減ったのか減らないのかということにつきましては、定員が50名の施設でありますので、いつも満床の状態ということになっております。

ポヌールにつきましても、同じように介護度によって利用料が異なりますけれども、先ほどお話しいたしましたように、保険制度の導入によりまして収入の少ない方の高額療養費の負担額の制限が2万4,600円から1万5,000円に変更になったというようなことから、大きな意味での増額ということにはなっておりません。入所の状況につきましても、ポヌールにつきましては120人の入所の施設でありますけれども、制度導入前、それから導入後の入所状況は変わっておりません。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全国的に比較して、我が士別市ではそれほど激減したというような状況でもないように見えますが、考え方によれば、特に介護施設の入居者に大きな増額がなかったというようなことは、その裏を考えれば、余り所得の高い人が利用しているわけではないと、むしろ低所得者の方々が利用しているということでの、一定の、同じような額の維持ができていくというふうにも考えられると思います。

お聞きしますけれども、特別養護老人ホームのコスモス苑の定員が50人ぐらいと今おっしゃったのではないかと思います、いつも満床だとおっしゃっていましたが、待機者というのは、うわさによるといつも100人以上というふうに私は聞いておりますけれども、一体待機者はどれくらいいて、そして、本当に入れかわりというのはあるのかどうかということも、この際ですから教えていただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） コスモス苑の待機者等についてのお尋ねであります。

11月20日現在で申し上げますと、待機者は100名いらっしゃいました。月に何人ぐらいの入れかわりということですが、コスモス苑につきましては、入所判定委員会ということで、100名の方の入所の順番等を決めながら入所していただくのですが、その委員会が年に2回ほどありまして、半年間隔ということになります。その間での入居者、大体毎回3名から5名ということで、年間7～8名ぐらいの方が入れかえ、50人のうち7～8名の方が新しく入居できるというような状況になっております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これもまた気の遠くなるような話なんです、ここでも、やはり、施設が足りないというようなことが明らかになっていると思います。本来ならば、こういった施設をもうちょっと増やして、安心して介護していただければいいと思うんです。

それで、次に、18年4月の改定介護保険法で出てきた新予防給付というものがあるんですが、これもまた大きな影響が出ているんです。この新予防給付、私も、議会で何回も介護保険についてはこれまでお聞きしてきております。平成10年の第2回定例会から今日までに、介護保険について20回くらい聞いているんです。特に、平成18年の改悪のときは、これはやはりとんでもないことだと、ちゃんとやれるのかというようなことで、5回くらいは聞いていると思うんですけども、実際に実施して、動き出して、やはり、この新予防給付の影響は非常に大きいものがあります。

これは、国が介護サービスの給付を抑えるというのが大目的で出てきたものなんです。今までは、要支援、そして介護1、2、3、4、5というふうに区分していたものを、いきなり要支援を要支援1と2に分けているんです。そして、更に、要支援1と2と要介護1の人たちをくくって、軽度者というふうに名づけているわけです。軽度者というのは、軽いということです。とても軽いから、そんなに無理して介護サービスを使わなくてもいい人たちというふうに抑えているわけです。そのために、いろいろなものが使えないとか、いろいろサービスが使えないということで、サービス利用者が全国的には激減しているという資料が出ております。

それで、まず初めに1つお聞きしますが、介護ベッド、車いす、こういった福祉用具は、この軽度者は原則利用できません。それで、利用できないことによる介護サービスの抑制、それがあつたのかどうか、利用状況に変化が出たのかどうか、土別市の場合はどうなのか、このことをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、同じように、軽度者の在宅介護サービスの利用状況です。これが減つたのかどうかということです。第2期のときと比べてどんなふうになつたのか、または変わらなかつたのかどうか。そして、変わろうが変わるまいが、その結果について、土別市民の置かれている実態をどのようにお考えなのかお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 福祉用具等の制度改正前と今年8月の利用状況等について比較させていただきますながらお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、介護ベッドの利用につきましては、改正前には、委員さんおっしゃる軽度者の方々、要支援の1、2、それから介護1の方々で31名利用しておりました。今年の8月につきましては、そのの方々、介護度で比べてということですから、2年前と今現在の方々がみんな同じ人とは限りませんが、そういうことの中でいいますと、同じ介護度で比べますと、現在は2名の方が利用しております。車いすの利用につきましては、改正前が19名、今年の8月につきましては1名となっております。次に、介護福祉用具全体で申し上げますと、月平均の利用件数で、改正前の平成17年が約75件、改正後の20年8月が約48件と、27件の減少となっております。

これらにつきましては、委員さんのお話にありましたとおり、18年9月まで半年間の経過措置があるというようなことで、その中で、当時の利用者の皆さんと、それから担当のケアマネジャーがいろいろ協議いたしまして、ベッドの利用につきましては、起き上がりや寝返りがで

きない方につきましては、介護認定の変更を申請して、介護度が要介護2以上に変更になった方、更に、制度について御理解をいただく中で利用を終了させていただいた方もおりましたので、経過措置が終了した平成18年9月から速やかな制度移行が図られてきたものと考えております。

次に、在宅介護サービスの軽度者の利用率の変化についてであります。在宅介護サービスに、18年の制度改正以降、特定施設入所者介護とか、小規模多機能型のサービスなど、月単位での報酬形態のサービスが創設されておるために、単純な比較ということにはなりません。第2期の期間中の平成17年につきましては、先ほど言いました介護1と要支援の方々の認定者数532名に対しまして、サービス利用者が305名、利用率は57.3%でありました。第3期期間中の平成19年には、認定者数が476名、サービス利用者数が284名、利用率は59.6%となっておりますので、このことにつきましては、制度改正によりまして、市内にあります民間による介護予防通所リハビリの利用とか、それから、特定施設入所生活介護などが要支援の方々までも利用できるというようなことで、そういう施設の利用が可能になっておるために、また、その整備もされておりますために、利用のほうが少し伸びておると分析いたしております。軽度者の利用率については2.3%上昇いたしているものと考えております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時44分休憩）

（午後 3時00分再開）

委員長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 今の御答弁で、新予防給付の影響が、やはり、福祉用具などの利用状況が大きく減ってきているということがわかりましたけれども、在宅介護サービスは、小規模多機能型施設というんですか、そういう施設が受け皿になっているということで、ある程度利用率も伸びてきていると、そういうようなことが明らかになりました。

それで、改正介護保険法の3つ目は、介護予防事業というものが、また新たに考え出したんです。介護予防事業の対象者は、要支援、要介護状態になるおそれのある、いわゆる予備軍です。これを特定高齢者というふうにして、65歳以上の高齢者の5%いると、そういうふうに見て事業を展開するということになって、やってきておりますが、平成18年10月の時点では、全国的に見ますと特定高齢者、いわゆる予備軍は0.44%にすぎなかったと。事業の参加も、そんなものは嫌だと言って希望しない人も多かったということで、この介護予防事業は非常に低調をきわめていたということです。

それでお聞きするんですが、今現在で結構ですから、土別市における特定高齢者と認定され

た人は65歳以上高齢者人口の何%ほどいるとつかんでいるのでしょうか。そのことが1つお聞きしたいということと、だからといって、認定者とサービスを受ける受給者の数とは異なると思うんですが、実際に介護予防事業を受けた人は何人ぐらいで、65歳以上高齢者比率で何%ぐらいかをまずお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 米谷地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長（米谷祐子君） お答えいたします。

将来的に介護が必要となるおそれがある特定高齢者を発見するために、介護認定を受けていない方を対象に基本チェックリストを実施いたしまして把握いたしておりますが、この3年間の認定者は、平成18年に44名、19年は154名、20年は10月末現在で584名の方を特定高齢者と認定いたしております。平成20年は、民生委員・児童委員であります在宅介護相談協力員をお願いして、65～74歳までの市民を対象に基本チェックリストを実施いたしました。そのため、把握対象者数と特定高齢者認定者数とも計画値を大幅に上回り、認定者は計画の408名に対して584名で、達成率といたしましては143.1%となっております。生活機能に関する基本チェックリストの実施により、特定高齢者の候補者として該当した方は、介護予防健診を受診し、医師による生活機能低下の有無などの確認を経て、特定高齢者として決定されます。

事業への参加率ですけれども、先ほど委員さんがおっしゃいました高齢者人口の大体5%が特定高齢者に該当するのではないかとということで高齢者を探しておりまして、土別市では、平成20年度7,064名の65歳以上人口のうち584名が特定高齢者として把握をいたしておりまして、事業に結びついている利用割合は8.26%となっております。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 国が目指している5%を超えて、土別市は8.26%の特定高齢者をつかんでいるということです。先ほど私が聞いたのは、この584人は認定した人であって、この方たち全員が介護予防事業を受けているわけではないと思うんです。だから、もっともっと介護予防事業を受けている人は少ないと思うんです。それで、その介護予防事業とは一体どんなようなものなのかをここで教えていただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 米谷所長。

地域包括支援センター所長（米谷祐子君） お答えいたします。

特定高齢者を対象にしている事業ということではありますが、介護予防を目的とした生きがいデイサービスといたしまして、社会福祉協議会と朝日美土里ハイツに委託して事業を実施いたしております。事業の内容といたしましては、生きがいカリキュラムに運動機能向上と口腔機能改善の介護予防プログラムをあわせて実施いたしております。平成21年からは、生きがいデイサービスでの介護予防プログラム提供とあわせまして、運動機能向上につきましては6カ月間、口腔機能改善につきましては3カ月間の期間を設定いたしまして、少人数で取り組む教室として、出張所地区など特定高齢者の身近な地域で実施したいと考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 介護予防事業は初めてのことなので、対象者みんなをうまくあいに水際作戦で踏みとどませるといのは、なかなか難しいことだと思います。

今、私がお聞きしたのは、改定介護保険法の中での新しいことを3つほど、このことについて一体土別市はどういうふうな状況なのかを知りたくてお聞きしたんですけども、今度第4期の計画を立てなければならない。もう着手されていると思いますけれども、立てるに当たっては、ぜひともこの第3期のやってきたこと、これをしっかりと分析して、市民がどんなところに置かれているかという状況をしっかりと見て、介護サービスの網から1人も落とさないというような気概、情熱、そして優しさ、そういうのを持ってこの計画づくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、その21年から23年まで第4期の介護保険事業計画にかかわって、何点かお聞きしたいと思います。

まず、この10月30日に、政府・与党は追加経済対策に盛り込んだ介護政策を発表しまして、介護従事者の処遇改善のためとして、21年4月から介護報酬を3%引き上げるとの方針を出しております。これは、介護従事者というんですから、ヘルパーさんとかそういう方たちの処遇改善というんですから、私は給料が上がるんじゃないかというふうにも考えるんですが、介護報酬を上げると介護保険料も上がるんです。この制度はこういう仕組みなんです。だから、上がるから、国は1,200億円程度の国庫負担をしますと言っております。すごい大盤振る舞いですが、

1つは、この中身を詳しくお聞かせ願いたいということと。3%の介護報酬アップは、本当に介護労働者の処遇改善につながるのかどうかということの考えもお聞かせ願いたい。それから、更に、この国庫負担1,200億円、これは21年度だけのことなのか、22年度、23年度と継続して国はお金を出すのかどうか、そのことも含めてお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 介護報酬の引き上げにつきましてお答えさせていただきます。

介護報酬の3%の引き上げにつきましては、委員さんおっしゃるとおり10月に緊急対策として発表されたところでありますが、この内容で、介護従事者の給与など処遇の向上を図るという目的になっております。ただ、介護サービスごとの改正内容等につきましてはまだ示されておりませんので、ここで申し上げることはできませんが、国の緊急対策の考え方でいきますと、平成21年度の3%の上昇分につきましては、先ほど委員さんおっしゃいました1,200億円の国の負担で見ると、平成22年度につきましては、半分为保険者であります各市町村の保険料、それから、あと半分につきましては国で負担をします。平成23年度につきましては、改定で給付費が上がる分3%については市町村で全額を見るということで、65歳以上の第1号被保険者についても、それから40歳以上64歳までの第2号被保険者についても、同じように国で、この第4期計画、要するに21年から23年度の3年については、介護報酬改定での影響額の半分につい

ては国で見るとこのようなことになっております。

士別市における影響でございますが、介護保険料は引き上がるのかという御質問であります。第4期の計画期間中で見込んでおります年間の保険給付費が約14億円でありますので、3%報酬が上昇いたしますと、単純に計算すると、1人当たり年間1,180円介護保険料が上がることになります。先ほどお話ししましたように、第4期期間中につきましては国が介護報酬改定で上昇する保険料の半分を負担いたしますので、21年から23年の3年間につきましては、1人当たり保険料で年間590円の負担の増加となると見込んでおります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは、もう実施されるとなったんですね。それで、21年度は3%分は国が見ますと。22年度は、半分は国が見て、半分は市町村で賄いなさいということで、23年度になったら全部市町村で賄いなさいと、これはそういうことですね。ということで、太っ腹で賄うというのは、何と最初の1年だけですね。そういうことですが、こういうことで保険者が負担しなければならなくなっているけれども、ここら辺の対応策というのはどういうふうにしたらいいか。やはり、保険料値上げで対応するのかどうか、そこら辺の考え方というのはできているんでしょうか。今の時点ではどうなのでしょう。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

第4期計画策定につきましては、介護保険運営部会に諮りまして、協議をさせていただいております。このことにつきましては、先日、11月17日の日に第3回の運営部会がございまして、その中で委員さんにもお話しをさせていただきました。今後につきましては、12月、それから来年の2月に予定しております部会の中で、市の考え方をまとめまして委員さんにお話しをさせていただき、決定をしていきたいと思っております。

介護保険料の次期計画での上昇分といいますと、このほかにも美土里ハイツの増床分の値上げ上昇分ですが、それとか、介護保険第4期計画では、高齢者の増加から、第1号被保険者の負担割合が19%から20%になるということも決まっておりますので、それらの負担の上昇とあわせまして、介護保険で今有しております基金を活用しながら検討していきたいということで運営部会に諮ってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今、そろそろと保険料が上がる要素が出てきましたけれども、まずは、この介護報酬3%で1人当たり1,180円。半分としても590円が上がるんだということです。それで、今ちょっとおっしゃいましたけれども、美土里ハイツが20床増床になったんですね。これはすごくうれしいことなんですけれども、それがまた保険料の値上げにつながるんです。ですから、20床増床で保険料が上がるという、その影響額というか、どんなふうになるのか数



字的に教えていただけますか。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 今、明年の3月に完成を目指しまして、美土里ハイツの増床を進めているところでございますが、20床、ユニットの形式で増床されます。増床されますと、要介護認定3の方々を20人利用していただくと仮定いたしまして計算いたしますと、大体20床分で保険料の増額が1,500円程度を見込んでおります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ということは、1人当たり1,500円ぐらいアップすると考えていいんですね。ということで、美土里ハイツの影響がここでも保険料にはね返ってくるということなんですよね。それに、先ほど第1号被保険者の負担割合も19%から20%になるので1%上がるということですよ。

それと、もう一つお聞きしておきたいのは、また保険料のことなんですけれども、介護保険料激変緩和措置というのが18年度から20年度まではずっと続いてきたわけですよ。激変緩和措置というのは、税制が改悪されて、その影響を受ける被保険者を救おうということでの軽減策です。これが18年度からずっととられてきて、20年度で終わるということで、終わったら元に戻すと、やはり物すごい影響を受ける人がたくさん出てくるというふうに思うんです。ただ、国の方向は、保険者の考え方、判断で激変緩和措置を更に継続してもよいようなことを言っているわけですよ。これもまた無責任な話で、市町村はやってもいいよ、けれども私はお金を出さないよという感じなんです。でも、やはり継続していただきたいと思います。それで、第4期になっても、これは継続して実施していただきたいと思うんですが、このことについてはどのようにお考えかお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 税制改正に伴います保険料の激変緩和措置の終了につきましては、委員お話しのとおりでございますが、国では制度の一部改正がなされておりまして、保険者、土別市がどう考えるかというようなことになるんですけれども、3年間継続して実施してまいりましたので、終了となりますと平成21年度以降の介護保険料が大幅に上昇するということが見込まれることから、現在第4期介護保険事業計画の策定作業を進めております介護保険運営部会で、措置の継続とその方法、それから財源などについて協議いたしまして、軽減対策としてまとめてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 軽減の方向で考えていくというお答えだったと思います。それで、先ほどちょっと出てきましたけれども、介護給付費準備基金、これを使いたいということもおっしゃっていましたが、この準備基金、19年度末は1億2,746万8,686円ということで

す。国のほうも、道のほうも、これは使っていいよと、保険料や利用料を軽減させるためにはお使いくださいと、こういうふうな議会答弁をしております。先ほどもたくさん出てきた保険料のアップです。それらを何とか抑えるというためには、やはり、この基金を使わなければならないんじゃないかというふうに思うわけです。余りにもいろいろなものがいろいろな場面から上がってくるというふうに思うんですが、この基金の取り崩しに対する考え方というのは、保険料を抑えるには、やはり取り崩しもやむなしと、こういうふうにお考えなのかどうかお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 基金の取り崩しについてお答えしたいと思います。

介護保険給付準備基金につきましては、第1号被保険者がこれまで負担されてこられた保険料であります。そこで、先ほどお話しさせていただきました介護報酬の改定等によりまして、次期介護保険料の上昇が、これは介護給付費に対してですが、3年間で1人当たり4,000円ほど見込まれます。第4期計画での65歳以上の第1号被保険者につきましては、約7,200人程度と見込んでおりますので、それらの方々の、もし上昇する4,000円分すべてを基金で賄って上昇を抑えるということになりますと、単純な掛け算、4,000円掛ける7,200人ということになりますと、大体8,400万円程度になるかと思います。そうなりますと、今、平成19年でありまして、先ほど委員さんのお話しの1億円の基金につきましては、あらかじめ取り崩しになっていくのかなというふうにも考えてもおりますが、これらにつきましては、先ほどもお話ししたように、介護保険運営部会の中で十分検討させていただいて、決定をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 保健福祉部会で論議をして方向を出すということですので、ぜひともアップしない方向で深い論議をしていただきたいと思います。

それから、第4期の介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの新たな施設整備などの考えはあるのかないのか、それは大きな施設でなくてもいいんだけど、少人数規模の、待機者がこんなにたくさん、百何人もいますから、そういうものの考えはあるのかないのかを1つお聞きしておきたいと思っております。

更に、新たにその計画に盛り込もうとしている土別市の施策というものがあるのならば、考えているのならばお示し願いたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 第4期計画での施設の整備の関係ということでございます。国におきましては、第3期計画で示した参酌標準、これは施設の利用枠ですが、この考え方につきましては、第4期の策定に当たっても変更しないという方針が出されております。ですので、土別市の場合は、第3期で先ほどからお話ししております朝日美土里ハイツの20床増床を行っ

ておりますので、整備枠は満たされておりますということで、第4期における介護保険の施設整備枠はございません。ただ、道のほうで整備されます、今住宅型の有料老人ホームとして運営されておりますそれら老人ホームが特定施設化される場合がありますが、これらについても、上川北部の圏域で枠が生じた場合、士別市にも整備される可能性はあります。ただ、士別市独自の整備枠につきましては、先ほどお話ししたとおり生まれていない状況ということでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 新たに第4期の計画に盛り込もうと今考えている施策というのは、もうほかにはないんですか。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 施設の整備という……

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 施設ではなくて、介護サービスの。この間部会に出たでしょう。私の意図がわかっていない。わかりましたか。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） ちょっと、すみません。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はっきりしないでごめんなさいね。例えば、保健福祉部会に提案されています自立支援ホームヘルプサービス、あるいは生活支援ショートステイ、これを改定するという考え方が出てきておりますけれども、これはどうなんでしょうか。ここについての考え方も教えてください。

委員長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 大変失礼いたしました。

高齢者福祉サービスの関係の御質問だと思います。その中では、自立支援ホームヘルプサービスにつきまして、今御利用いただいているのが、平成18年の制度改正で要支援1、2の方につきましては月額報酬というようなことになりましたので、自立者につきましても、そういう料金設定の中で運用をしておりましたけれども、月の途中等に利用される場合、月額になりますと利用していない日の分についても利用料の負担が生じるということから、それらを改正いたしまして、自立支援ホームヘルプにつきましては、利用される最初の月と、それから月の途中で利用が中止になる場合については、その月の分については利用料を1日単位の設定にしようという改正をいたします。

もう一つは、生活支援ショートステイということで、これも介護認定にならない人方が対象のショートステイのサービスなんですけど、これにつきましても年間42日間利用できることになっておりまして、それを12で割りました3.5日が、年の途中から利用される場合の人方の一月

の利用日数になるんですが、それにつきましても、2月、3月の申請があって利用するとなると、42日の利用期間のうち3.5日しか利用できないということから、同じく3月に利用希望があった場合につきましても、ほかの皆様と同じように7日間の利用をしていただくということと、それから、市長が特別に認めた場合は、あと7日間プラスして14日間の利用をしていただくというように改正したいということで考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

今、いろいろ保険料のことでお聞きいたしましたけれども、私たちが、介護労働者や介護の事業所の経営、そういうものを守りたいということで介護報酬の引き上げを求めますと、これが保険料に連動してはね上がってしまう。あるいは、介護施設を整備したり、介護サービスを充実したいということで頑張れば、また給付費が大きくなって介護保険料の値上げにつながるという、この制度は最初から大きな矛盾を持っているんです。介護保険料が高くなっていくというのは、国庫負担金が、国の負担すべき部分が余りにも少ないということで、国庫負担25%を50%に引き上げる、これが保険料の負担をふやさないで制度を充実させることができるんだと、そういうふうに考えます。この国庫負担を50%に引き上げよというのは、もう長年全国市長会や全国町村会で要求してきていることなんですよ。

ぜひとも、土別市の、介護だけではない、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の第4期の計画において、先ほども言いましたけれども、高齢者の立場に立った温かい安心できる事業計画をぜひとも設計して、保険料や利用料の引き上げをしない、こういう方向でぜひとも考えていっていただきたいと、このことを強く求めまして、私の質問を終わります。

委員長（山居忠彰君） それでは、お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時37分閉議）